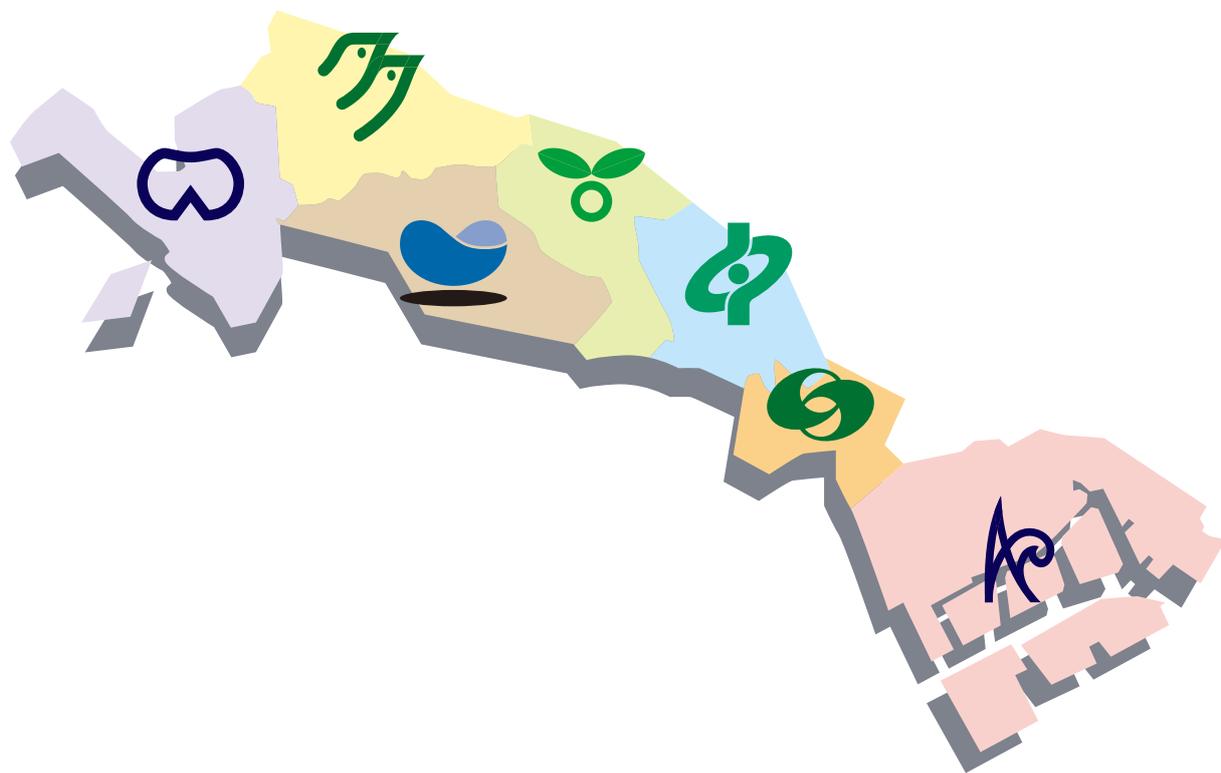


# 第3期川崎市地域福祉計画



KAWASAKI CITY

平成 23 (2011) 年 3 月  
川 崎 市

## はじめに



わが国では、少子高齢化の急速な進行や核家族化の進展により、介護や子育て、家族意識などに変化が生じ、ひきこもりや児童虐待、高齢者の孤立などの問題も発生しており、公的な福祉サービスだけでは対応が困難な課題も少なくなく、あらためて地域での支え合いやつながりといった「地域の力」が重要になっています。

本市ではこれまで、地域福祉を進めるにあたっての理念や仕組みをとりまとめ、平成17年に「第1期川崎市地域福祉計画」、平成20年に「第2期川崎市地域福祉計画」を策定し、総合的な地域福祉の推進を図ってまいりました。

この「第3期川崎市地域福祉計画」は、第2期計画の理念を踏襲しつつ、より地域に目を向け、各区それぞれの課題に対応する区ごとの計画と、全市的な課題を解決し、区計画を支援する市全体の計画とで構成し、同時に新総合計画の第3期実行計画との整合性を図り、策定をいたしました。

この計画の基本理念には、これまでと同様に、『『活力とうるおいのある地域づくり』をめざして』を掲げており、これに基づき、本市のまちづくりの基本目標である、「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」をめざし、施策を推進してまいります。

本計画の策定にあたりましては、市民の皆様や関係団体の方々に御参加いただき、貴重な御意見、御提言をいただきました。心から感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成23年3月

川崎市長 阿部 孝夫

# 目次

## 総論

1	地域福祉計画の基本的な考え方	1
	(1) 地域福祉とは	1
	(2) 地域福祉の対象者と担い手	1
	(3) 地域福祉計画の必要性	3
	(4) 計画策定の背景と趣旨	4
2	地域を取り巻く現状と課題	6
	(1) 人口・世帯の状況	6
	(2) 高齢者福祉関係の統計	9
	(3) 障害者福祉関係の統計	10
	(4) 各種団体関連の統計	11
	(5) 主な地域課題	12
3	第2期計画の振り返り	16
	(1) 基本目標ごとの振り返り	16
	(2) 全体の総括	18
4	第3期川崎市地域福祉計画について	19
	(1) 基本的な視点	19
	(2) 川崎市のめざす地域福祉	21
5	計画の位置付け	22
	(1) 総合計画及び個別計画との関係	22
	(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	22
	(3) 計画の期間	23
6	計画の推進と評価	24
	(1) 計画の進行管理・評価の体制	24
	(2) 計画の進行管理と評価	24
	(3) 市民意見の反映と計画の推進	24

# 目次

## 各 論

1 地域福祉推進のための体系	25
2 具体的な事業展開	26
基本目標1 サービス利用者の意向を尊重した施策の充実	26
(1) サービス利用者の権利擁護に取り組みます	26
(2) 保健・福祉にかかわる人材の育成と確保に努めます	27
(3) 支援が必要な住民への対策を充実します	28
基本目標2 保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化	30
(1) 地域福祉推進体制の基盤整備を推進します	30
(2) 利用者に合わせた相談支援体制を充実します	31
(3) 効果的なサービス情報の提供に取り組みます	32
基本目標3 地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備	33
(1) 地域福祉活動への参加のきっかけづくりを推進します	33
(2) 地域福祉活動団体の活動を支援します	33
(3) 地域での支え合いやネットワークづくりを支援します	34
3 各区計画の概要	36
第3期川崎区地域福祉計画の概要	36
幸区しあわせプラン（第3期幸区地域福祉計画）の概要	40
第3期中原区地域福祉計画の概要	44
第3期高津区地域福祉計画の概要	48
第3期宮前区地域福祉計画の概要	52
第3期多摩区地域福祉計画の概要	56
あさお福祉計画（第3期麻生区地域福祉計画）の概要	60

## 資料論

(1) 第3期川崎市地域福祉計画策定の経過	65
(2) 第3期川崎市地域福祉計画策定委員会設置要綱	66
(3) 第3期川崎市地域福祉計画策定委員会委員名簿	68
(4) 川崎市地域福祉計画推進検討会議設置要綱	69
(5) 平成22年度川崎市地域福祉計画推進検討会議委員名簿	71
(6) 区民説明会・パブリックコメント（意見募集）	72

# 総論

## 1

## 地域福祉計画の基本的な考え方

### (1) 地域福祉とは

社会福祉の問題は特殊な人々に生ずる特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて他人の助けを得て問題を解決しながら生きています。

その助けは、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、地域などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」と考えられます。

そのためには、まずは個人や家庭でできることは自分たちで取り組み【自助】、それでもなお解決できないことは、相互に助け合い【互助（互助）】、さらに公的なサービス提供や、行政でなければ解決できない問題は行政が行う【公助】が必要であると考えられます。特に、自分ひとりや家庭だけでは解決できない「困りごと」や行政サービス・民間のサービスでは対応できない問題を解決していくためには、住民、団体・組織、企業等が連携した地域づくりや支え合い【共助】が求められています。

#### (参考) 社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### (2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、障害の有無、国籍、性別などにかかわらず、地域で暮らす、すべての人々であると考えます。

地域福祉の担い手も、すべての人々及びその集合であると考えます。地域住民、町内会・自治会、行政、学校、社会福祉協議会、NPO等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例\*」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

（参 考）「川崎市自治基本条例」の要旨

【自治の基本理念】

①市民の自治

市民は手を取り合い、力を合わせて地域社会の課題を自ら解決する。  
市民は地域社会における自治の一部を市政に信託している。

②市民の手による自治

市民は市民の福祉を実現するために市の運営に主体的にかかわっている。  
市民は信託に基づく市政に自ら主体的にかかわる。

③市民のための自治

市長は、自立した自治体として市民が暮らしやすい地域社会を実現するよう市を運営する。

【自治運営の基本原則】

①情報共有の原則

市民の財産である市の情報を活用することで、身の回りの課題を解決したり、自らの暮らしを豊かにし、また参加や協働の取組を広げる。

②参加の原則

市民が話し合いの場に加わり、意見や提案することなどによって、市民の多様なニーズの中から課題に対する必要な解決方法を選択していく。

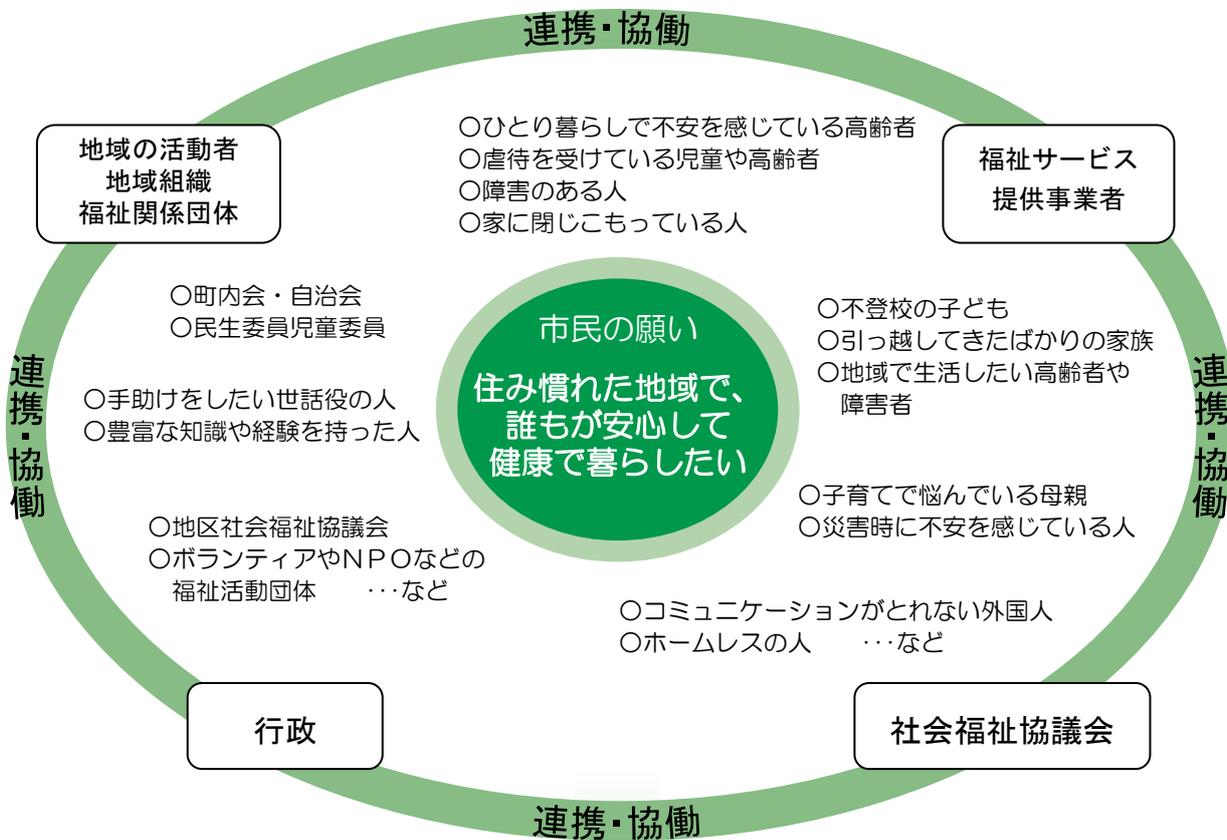
③協働の原則

市民と市がそれぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な立場で、協力し合っていく。

\* 川崎市自治基本条例：川崎市における自治の考え方や基本原則を定めたもので、まちづくりの目標や進め方が掲げられています。平成17年4月に施行されました。

### (3) 地域福祉計画の必要性

いま、地域にはこのような人がいます。



だから今、地域福祉なのです

市民みんなが地域で安心して暮らせるように、地域内の住民、団体・組織、企業、行政等が連携した地域づくりや支え合い活動への取組が求められています。

**地域福祉計画**

地域づくりや支え合い活動を実践するための「仕組み」をつくりましょう

隣同士の付き合いや近隣同士の助け合いの場面が少なくなり、地域社会の「まとまり」や「つながり」が弱まっています。  
みんなで知恵を出し合えば…みんなで力を出し合えば…  
さらに暮らしやすい地域ができるはずです。

## (4) 計画策定の背景と趣旨

### ① 社会の変化と福祉サービス

昨今の我が国は、少子高齢化の急速な進行や核家族化が進んだことにより、介護や子育てに家族意識の変化が生じ、共に助け合う心が失われつつあります。

このような社会では、ひきこもりや児童虐待、高齢者の孤立などの様々な問題が発生しています。

公的な福祉サービスのみでは対応が行き届かない新たな課題に対し、どのように対応していくべきかを考えなければなりません。

こうした背景から、改めて、地域での支え合いやつながりといった「地域の力」が求められているのです。

### ② 社会福祉の仕組みの変化

地域福祉を計画的に進めていくため、社会福祉法では、市町村は「市町村地域福祉計画」を策定する旨の規定が設けられ（第107条）、平成15年4月に施行されました。

さらに、地域における生活課題を解決するために、市民や福祉団体、行政などがそれぞれの役割分担の中で協働して取り組むという、市民の主体的参加や、「自分たちのまちは自分たちの手で住みやすいまちにしていく」という自治意識の高まりも出てきています。

このように社会福祉は、一人ひとりの自立を基本とし、地域で支えていくものへと、その枠組みを大きく変えてきています。

#### （参考）社会福祉法より抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### ③ 市民の活動が活発化しています

平成10年3月には「特定非営利活動促進法<sup>\*</sup>」が制定され、市民活動団体も法人格を得られるようになるなど、その活動を支援する取組が行われました。これにより、まちづくりや公的サービスに関する市民の主体的な取組が、今までのボランティア活動の枠を超えて、新たな公共、新たな公益を担う事業として認められるようになりました。

<sup>\*</sup> 特定非営利活動促進法（NPO法）：特定非営利活動（不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの）を行う団体に法人格を与えることにより、ボランティア活動を始めとする市民が行う自由な社会貢献活動としての活動を支援する法律です。

近年、福祉を始めとした様々な分野で、ボランティア活動やNPO\*活動などの広がりが見られ、市民の活動がこれからの地域社会づくりに大きな役割を果たすことが、今後ますます期待されます。

#### ④ 安心・安全に暮らせる地域づくりが必要とされています

近年、大規模な地震や風水害などの災害が発生したり、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が多発する中、防災や防犯に対する関心は市民の中で非常に高くなっています。

特に災害時における対応の手立てとしては、「自助」「共助」「公助」のうち、「自助・共助」の役割が大変重要であり、「公助」は「自助・共助」での対応が困難な場合の支援を担っています。

安心・安全に暮らせる地域づくりを進める上では、いざというときに助け合える関係を築いていくことが必要とされています。

---

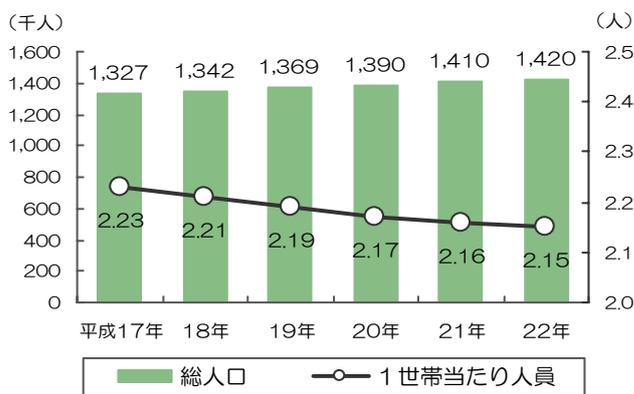
\* NPO：NPO（Nonprofit Organization）とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。上記特定非営利活動促進法によって法人格を得た団体をNPO法人と言います。

# 2 地域を取り巻く現状と課題

統計データや「第2回川崎市地域福祉実態調査」などから見た、本市を取り巻く現状と課題は次のとおりです。

## (1) 人口・世帯の状況

### ① 総人口と1世帯当たり人員の推移



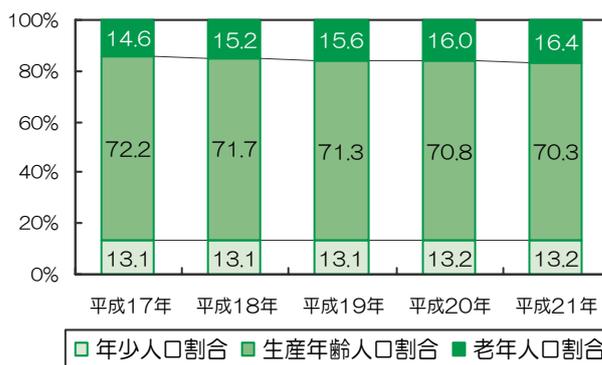
本市の人口は、平成22年9月1日現在1,420,329人であり、この5年間で約93,300人の増加となっています。

18大都市と比較しても、平成20年まで9年連続で人口増加比率が第1位となっています。

一方、1世帯当たり人員は減少傾向にあります。

資料：川崎市の統計情報「川崎市の世帯数・人口」（各年10月1日現在、平成22年は9月1日現在）  
平成17年の世帯数と人口は国勢調査結果。また、平成18年～平成22年は平成17年国勢調査を基数として、住民基本台帳及び外国人登録の増減を加減して算出したもの。

### ② 年齢3区分別人口構成の推移



年齢3区分別人口\*構成は、65歳以上の老年人口割合が平成21年10月1日現在16.4%であり、この5年間で1.8ポイント高くなっています。

資料：川崎市統計書（各年10月1日現在）※総人口には「年齢不詳」を含む。  
平成17年は国勢調査結果。また、平成18年～平成21年は平成17年国勢調査による年齢別人口を基数として、住民基本台帳及び外国人登録の年齢別移動人口を加減して算出したもの。

\* 年齢3区分別人口：3区分とは、年少人口14歳以下の人口）、生産年齢人口（15～64歳の人口）、老年人口（65歳以上の人口）のことです。

### ③ 区別年齢3区分別人口構成

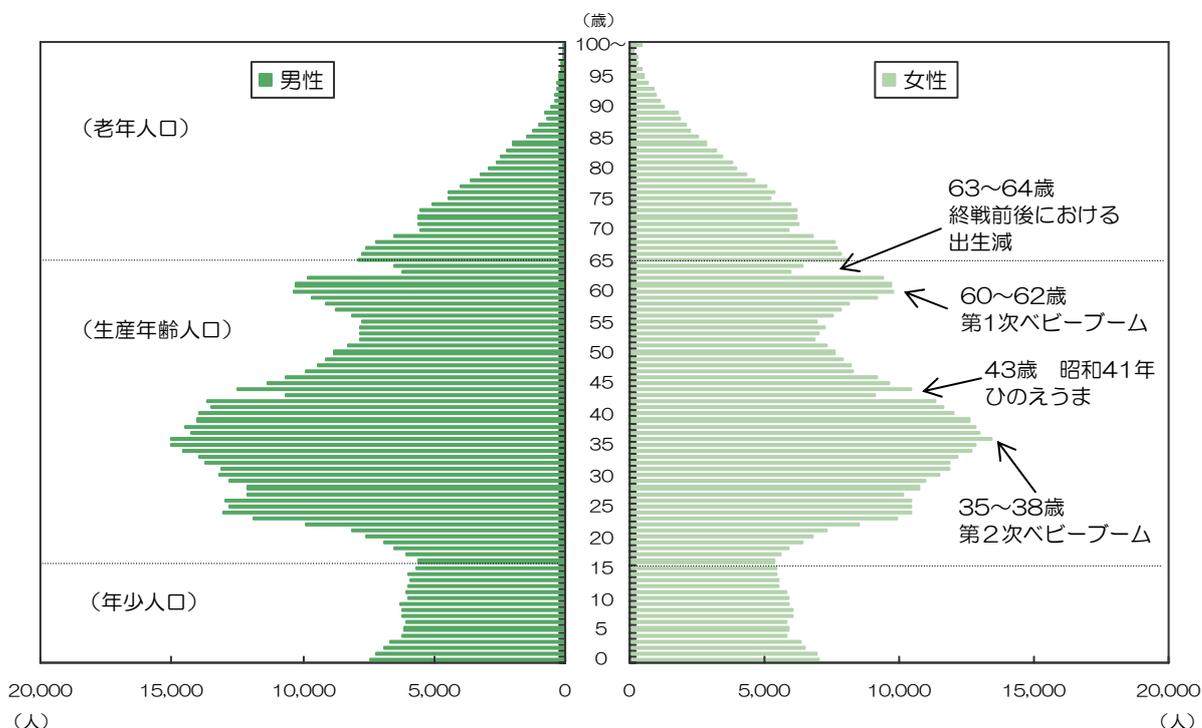


年齢3区分別人口構成を区別に見ると、老年人口割合の最も高いのは川崎区で、年少人口割合が最も高いのは宮前区となっています。また、生産年齢人口割合が最も高いのは中原区となっています。

資料：川崎市の統計情報「川崎市年齢別人口」（平成21年10月1日現在）

### ④ 人口ピラミッド

年齢ごとに人口を表した人口ピラミッドは、一般には第1次ベビーブームを含む「60～62歳」と第2次ベビーブームを含む「35～38歳」を中心とする2つの張り出しを持ちますが、本市では「35～38歳」を中心とした張り出しの方が大きく、若い生産年齢人口が多いことが特徴となっています。また、年少人口の中でも「0～4歳」の人口が多くなっています。



資料：川崎市の統計情報「川崎市年齢別人口」（平成21年10月1日現在）

## ⑤ 将来推計人口

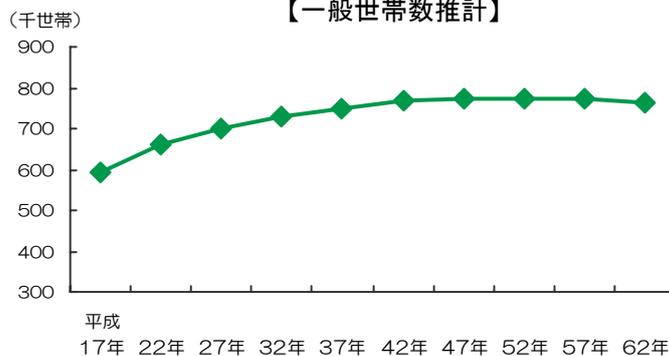
【年齢3区分別推計人口】



平成22年4月の「第3期実行計画の策定に向けた将来人口推計について」によると、平成42（2030）年まで増加を続け、ピーク値は150.8万人と推計されています。

年少人口は平成27（2015）年、生産年齢人口は平成37（2025）年をそれぞれピークに減少に転じ、老年人口は増加を続けると推計されています。

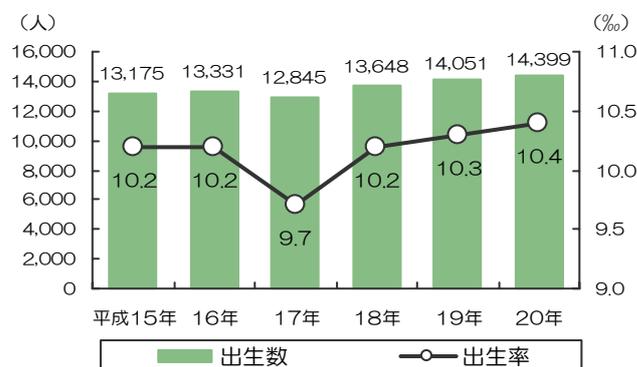
【一般世帯数推計】



一方で、一般世帯数は、平成47（2035）年までは増加するものと推計されています。

資料：「第3期実行計画の策定に向けた将来人口推計について」平成22年4月 川崎市総合企画局

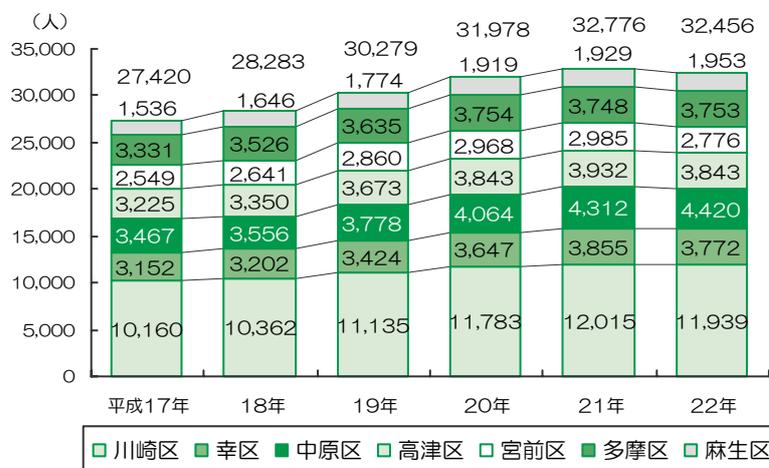
## ⑥ 出生数・出生率の推移



出生数は平成17年以降増加傾向にあります。出生率は平成17年に9‰台まで低下しましたが、その後上昇に転じています。

資料：神奈川県衛生統計年報 ※‰（パーミル）＝千分率（1000分の1を1とする。）

## ⑦ 外国人登録数の推移



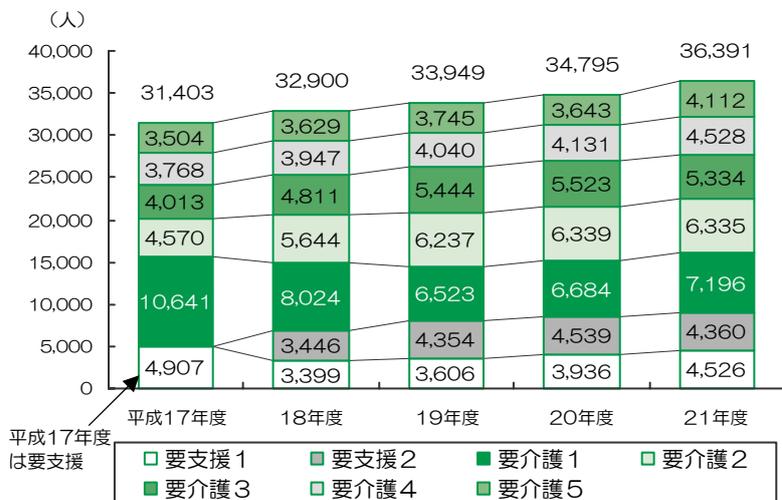
外国人登録数は、平成22年9月30日現在32,456人であり、平成21年まで増加傾向にありましたが、平成22年にはやや減少しています。

区別に見ると、最も多いのは川崎区で、全体の36.8%を占めています。

資料：川崎市の統計情報「管区別年齢別外国人登録人口」（各年9月30日現在）

## (2) 高齢者福祉関係の統計

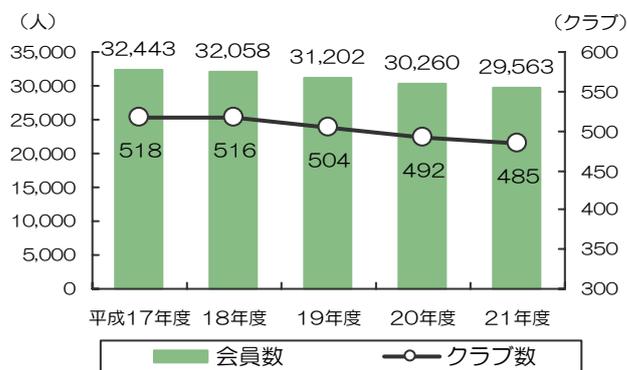
### ① 要支援・要介護認定者数の推移



高齢化の進行とともに、要支援・要介護認定者数も増加しており、平成21年度では36,391人となっています。

資料：川崎市統計書、平成21年度は川崎市高齢者事業推進課「川崎市高齢者施策状況」（各年度末）

## ② 老人クラブの会員数等の推移

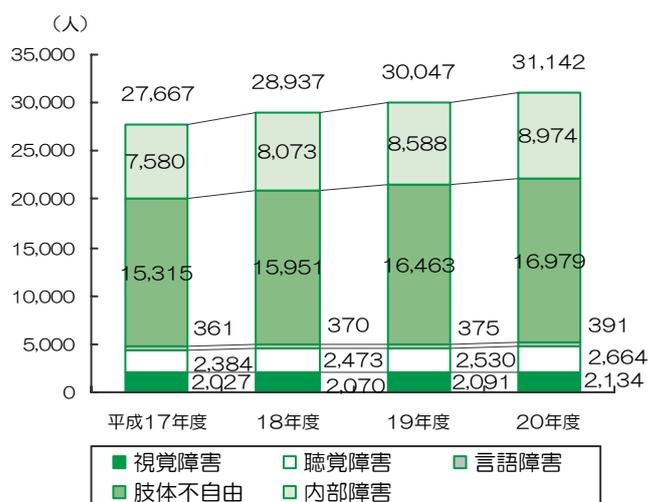


高齢者人口の増加とは逆に、老人クラブのクラブ数、会員数ともに減少傾向にあります。

資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

## (3) 障害者福祉関係の統計

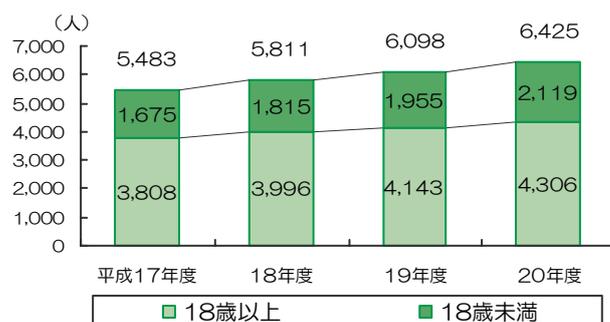
### ① 身体障害者数の推移



身体障害者手帳所持者数は増加傾向にあります。

資料：川崎市統計書（各年度末）

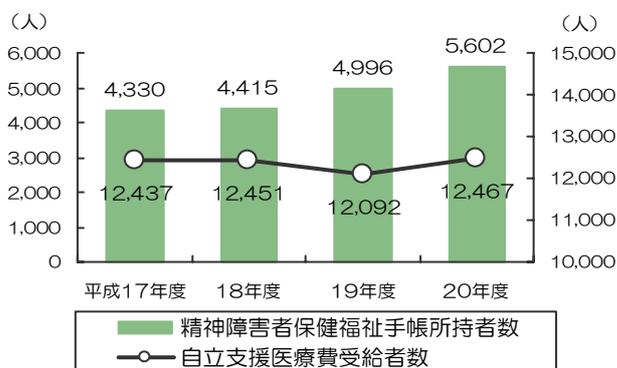
### ② 知的障害者（児）数の推移



療育手帳所持者数は増加傾向にあり、18歳未満の割合が高くなってきています。

資料：川崎市統計書（各年度末）

### ③ 精神障害者数の推移



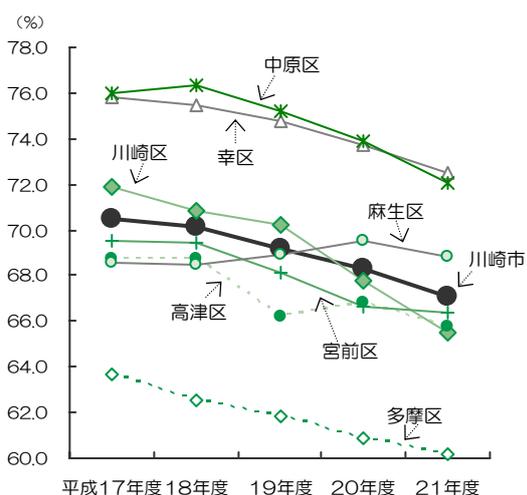
資料：川崎市健康福祉年報（各年度末）

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

自立支援医療（精神通院医療）\*の受給者は12,400人前後となっています。

## （４）各種団体関連の統計

### ① 町内会・自治会等加入率の推移



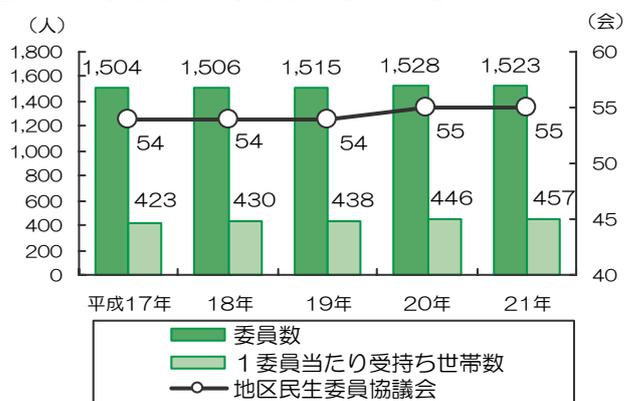
資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

町内会・自治会への加入世帯は、世帯数の増加に伴い増加していますが、加入率は低下傾向にあります。

単位：%

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
川崎市	70.5	70.1	69.2	68.3	67.1
川崎区	71.9	70.8	70.2	67.8	65.5
幸区	75.8	75.5	74.8	73.7	72.5
中原区	76.0	76.3	75.2	73.9	72.1
高津区	68.7	68.7	66.2	66.8	65.8
宮前区	69.5	69.4	68.1	66.6	66.4
多摩区	63.7	62.5	61.8	60.9	60.2
麻生区	68.6	68.5	68.9	69.5	68.8

### ② 民生委員児童委員数等の推移



資料：川崎市統計書（各年4月1日現在）

人口、世帯の増加とは逆に、委員数は減少傾向にあるため、1委員当たりの受持ち世帯数が増加してきています。

\* 自立支援医療（精神通院医療）：精神疾患のために継続的に通院による治療を受ける場合の医療費の負担軽減を図る制度です。（ただし所得制限があります。）

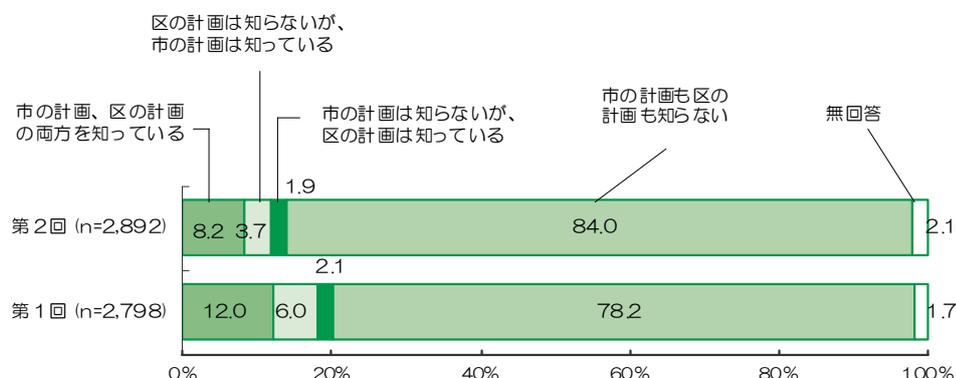
## (5) 主な地域課題

平成22年2月～3月に行われた「第2回川崎市地域福祉実態調査」のうち、「地域の生活課題に関する調査」（以下「地域福祉実態調査」とする。）から見た主な課題は以下のとおりです。（※グラフ中のnは回答者数を表します。）

### ① 市民の助け合いの意識の高揚

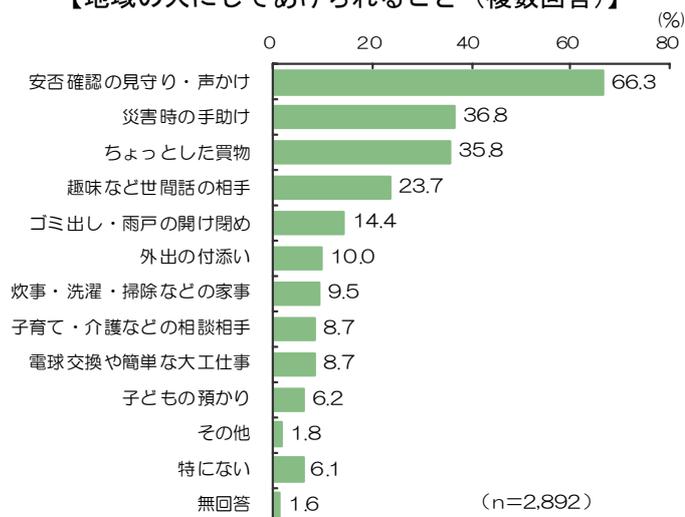
○地域福祉実態調査によると、「第2期川崎市地域福祉計画」及び「区地域福祉計画」について、「市の計画も区の計画も知らない」が8割以上を占め、前回調査より認知度が低下しています。

【地域福祉計画の認知状況】



○また、日常生活が不自由になって地域の人にしてあげられることとして、「安否確認の見守り・声かけ」や「災害時の手助け」など緊急時に助け合う意識は根付いているものの、「外出の付添い」や「子どもの預かり」など日常的な手助けをすることには難しさを感じていることがうかがわれます。

【地域の人にしてあげられること（複数回答）】



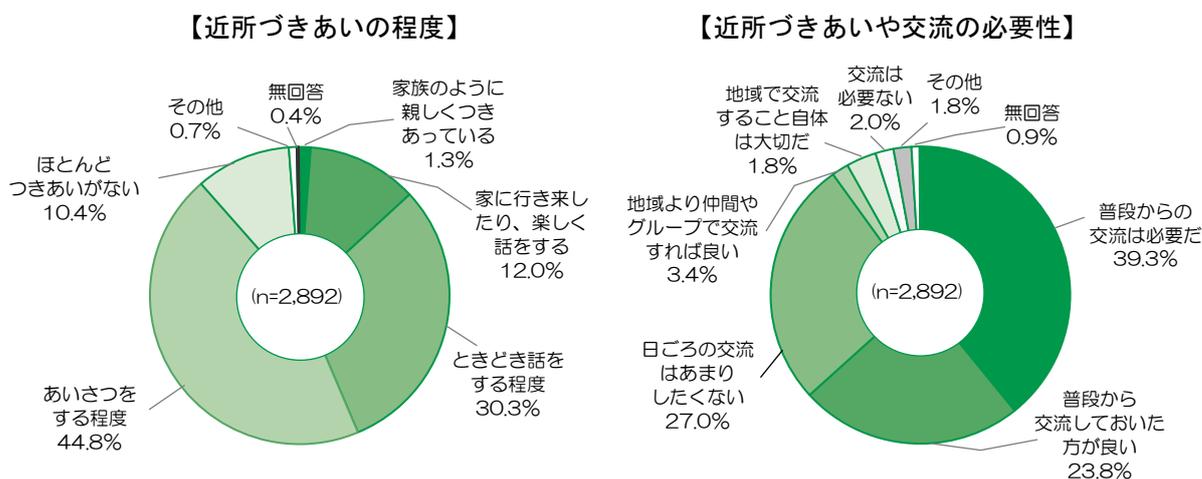
○核家族の進行や男女共同参画の浸透、人々の価値観の変化等に伴い、従来から多くの世代が同居する大家族の中で行われてきた、家庭での養育や介護のあり方も変わってきました。また、地域での人と人とのつながりが希薄化し、かつての伝統的な地縁、

血縁で結ばれた地域社会においては当然のこととして行われてきた、助け合いの力も低下していると言われています。

○今後は、困っていることを気付いてあげ、手を差し伸べる福祉の心をしっかり根付かせた意識の向上が求められます。

## ② 地域コミュニティ\*の強化

○地域福祉実態調査によると、市民の近所づきあいの程度は「あいさつをする程度」「ときどき話をする程度」が多く、「家族のように親しくつきあっている」「家に行き来したり、親しく話をする」は、約1割となっています。また、近所づきあいや地域住民同士の交流の必要性についての考えは、「助け合うことは大切で、いざというときのために普段からの交流は必要」が6割を超えるのに対し、「日ごろの交流は面倒なのであまりしたくない」「助け合いは必要ないが、地域での交流は大切だ」などの消極的な考えも3割を占めています。



○地域福祉を進めていくためには、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域住民一人ひとりが地域や人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築くことが必要です。

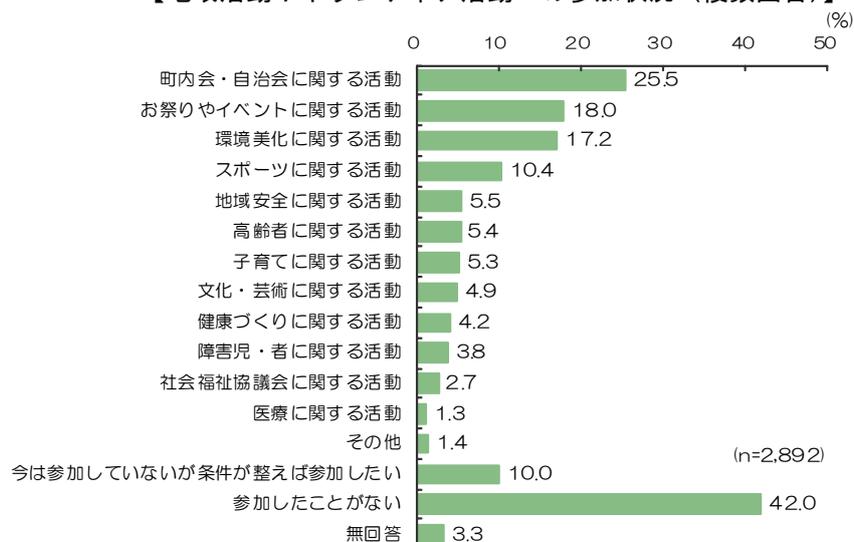
○今後はさらに、地域でのふれ合いや交流の場や機会を確保し、地域のコミュニティを強化することが求められています。

\* 地域コミュニティ：居住地域を同じくし、利害を共にする共同社会のことです。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきを持つ共同体です。

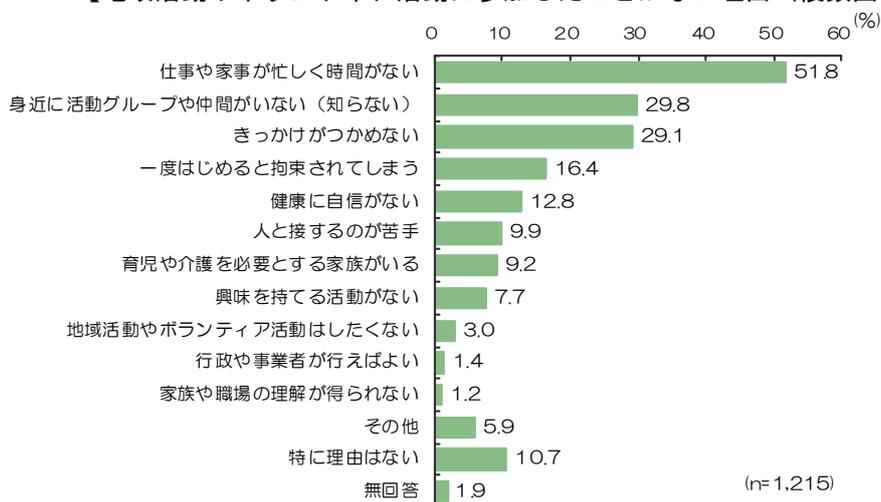
### ③ 地域活動やボランティア活動への参加の促進

- 地域福祉実態調査によると、町内会・自治会や環境美化、高齢者福祉、子育て支援などの地域活動やボランティア活動に参加している人は、約半数を占めています。
- 地域活動やボランティア活動への参加状況において、「今は参加していないが条件が整えば参加したい」が1割いることや「きっかけがつかめない」「情報不足」などの要因で参加できない状況も見られます。

【地域活動やボランティア活動への参加状況（複数回答）】



【地域活動やボランティア活動に参加したことがない理由（複数回答）】

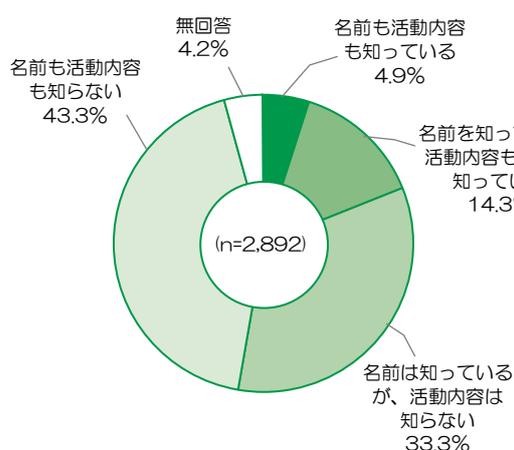


- 地域福祉を進めていくためには、地域に住む誰もが地域福祉の担い手としての意識と役割を持つことが重要となります。
- 今後はさらに、地域活動団体やボランティア団体の紹介や体験型のセミナーを開催するなど参加できる体制をつくったり、人材を育成していくなど、活動を活発にしていける取組が求められています。

#### ④ 地区・区社会福祉協議会との連携強化

○地域福祉実態調査によると、地区・区社会福祉協議会の認知状況は、「名前も活動内容も知っている（「名前も活動内容も知っている」＋「名前を知っており、活動内容も少しは知っている）」は、2割程度で決して高いとは言えない状況です。期待される活動としては、「在宅福祉サービスの充実」「身近な相談の場としての機能強化」があげられています。

【地区・区社会福祉協議会の認知状況】



【地区・区社会福祉協議会への期待】



○今後は、地域での組織化を具体的に進めていく「共助（住民活動）」の性格をより明確にした社会福祉協議会の活動と連携を強めて、地域福祉を推進していくことが求められています。

#### ⑤ 地域の特徴に応じた取組の促進

- 昼間人口が夜間人口を上回り、外国人登録人口が市内で最も多く、多文化共生のまちと言われる川崎区。
- 人口及び面積共に市内で最も小さい区だが、人口密度及び高齢化率は19.2%と2番目に高く、高齢者問題が深刻な幸区。
- 人口、人口増加率、人口密度、社会増（減）、出生数、子育て世代、平均年齢の若さなどの統計は、市内で1番の中原区。
- 豊かな水辺空間と起伏ある地形の特徴と大山街道を中心として発達した貴重な歴史的・文化的資産を豊富に持つ高津区。
- 農村地域が多く残されていて、メロンやトマト、ブロッコリーなど「かわさき農ブランド」を生産する地域性と公営住宅が多く、高齢化と単身世帯の課題を抱える宮前区。
- 多摩丘陵に位置する生田緑地には文化施設が点在し、豊かな地域資源と専修大学、明治大学、日本女子大学の3つの大学及び学生との協働が期待される多摩区。
- 昭和音楽大学やアートセンター、日本映画大学など文化・芸術関連大学や関連施設が充実し、地域や民間企業と協力した芸術・文化資源を活用したまちづくりをめざす麻生区。
- 7区ごとの地域福祉計画を策定し、地域特有の課題解決に向けた施策事業を促進していく必要があります。

# 3

## 第2期計画の振り返り

### (1) 基本目標ごとの振り返り

#### 基本目標1 サービス利用者の意向を尊重した施策の充実

##### 基本方針1 サービス利用者の権利擁護に取り組みます

平成20年度より、あんしんセンター<sup>\*1</sup>を各区で展開し、サービス利用者の権利擁護に取り組みました。今後は成年後見人<sup>\*2</sup>の確保など、制度を支える部分にも力を入れていく必要があります。

第三者評価事業<sup>\*3</sup>については、事業の十分な周知と啓発が課題です。

##### 基本方針2 保健・福祉にかかわる人材の育成と確保に努めます

高齢社会福祉総合センター<sup>\*4</sup>での研修や社会福祉事業職員研修などにより人材育成の充実を図りました。今後は研修情報の一元化をめざします。

また、福祉人材確保対策支援事業や福祉人材バンク<sup>\*5</sup>事業との連携による人材の確保も、大事な取組となっています。

##### 基本方針3 支援が必要な住民への対策を充実します

災害時要援護者やひとり暮らし等高齢者、社会的ひきこもり<sup>\*6</sup>など、支援を必要とする住民への対策と、それを発見、予防するための事業はおおむね計画どおりに推進されています。

今後も引き続き、事業の充実に努めていきます。

<sup>\*1</sup> あんしんセンター：認知症などで判断能力が低下している高齢者や障害者で、福祉サービスの利用契約や日常的な金銭管理などの支援を必要とされる方に、成年後見制度の利用に向けた相談・支援や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の金銭管理サービス等を提供し、安心して地域で生活できるよう支援を行う機関として（福）川崎市社会福祉協議会が設置しています。

<sup>\*2</sup> 成年後見人：認知症や知的障害・精神障害などにより、判断能力が十分でない本人に代わって、財産の管理や身上看護（要介護認定の申請、介護サービスの契約、施設入所の契約など）を行い、安心してその人らしい生活が送れるように保護や支援を行う権限を与えられた人のことを言います。

<sup>\*3</sup> 第三者評価事業：社会福祉基礎構造改革の一環として、福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資するため、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業です。

<sup>\*4</sup> 高齢社会福祉総合センター：高齢者の在宅福祉事業と、施設福祉事業の総合的展開及び保健福祉事業等を一体的に推進することを目的とし、「人材開発研修センター」「保健福祉研究センター」「特別養護老人ホーム・長沢荘寿の里」の3部門からなる高齢者のための総合福祉施設（介護実習・普及センター）です。

<sup>\*5</sup> 福祉人材バンク：地域住民に福祉についての啓発を行うとともに、福祉人材の育成及び潜在福祉人材の就労促進に必要な事業を実施し、福祉人材確保対策の推進を図ることを目的として設置しています。

<sup>\*6</sup> 社会的ひきこもり：自宅を中心とした生活で、就学・就労といった社会参加ができないか、あるいはしていない状態が6か月以上継続している者を指します。明らかな精神疾患や、就学・就労していなくても、家族以外の友人などと親密な人間関係が維持されているケースは除かれます。

## 基本目標 2 保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化

### 基本方針 1 地域福祉推進体制の基盤整備を推進します

老人福祉センター（いきいきセンター）、老人いこいの家（いこいの家）、こども文化センターなどの既存施設の有効利用が行われています。

総合福祉センター<sup>\*1</sup>については地域福祉の拠点としての事業の充実、他の施設については、利用の拡大が望まれます。

今後は、地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会との連携を強化し、機能や役割の充実を図っていきます。

### 基本方針 2 利用者に合わせた相談支援体制を充実します

各種相談支援体制を推進してきましたが、ふくし相談事業などは周知がまだ十分でないことも考えられます。

また、地域での高齢者を支える拠点となる地域包括支援センター<sup>\*2</sup>の一層の整備が望まれます。

相談窓口一覧冊子は各事業課で既に作成されているため、計画期間内での作成の必要性はありませんでした。

### 基本方針 3 効果的なサービス情報の提供に取り組みます

利用者の特性を踏まえて、様々な媒体や方法でサービス情報を提供してきましたが、まだ、必要な情報が必要な人に届いていない状況も見受けられます。

今後、情報提供のあり方について、更なる検討が必要です。

## 基本目標 3 地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

### 基本方針 1 地域福祉活動への参加のきっかけづくりを推進します

地域福祉の概念はまだ普及しているとは言えず、地域福祉活動への参加のきっかけづくりは重要であるため、継続的なシンポジウムの開催が必要です。

また、市社会福祉協議会ボランティア活動振興センター<sup>\*3</sup>による福祉教育の支援や、各区で実施されている交流会・意見交換会等の支援を引き続き行います。

### 基本方針 2 地域福祉活動団体の活動を支援します

各身体障害者福祉会館における作業室の運営や、各種講座の開催、ボランティアサークル活動の支援を行っていますが、利用者の増加を図る必要があります。

<sup>\*1</sup> 総合福祉センター：福祉に関する情報の収集及び提供等の事業を行うとともに、市民による福祉活動を支援することにより、市民が主体となる地域福祉活動の推進を図り、市民の福祉の増進に寄与することを目的に設置された全市的な地域福祉の推進拠点です。第1期川崎市地域福祉計画に基づき、平成18年9月1日に、従来の「中原会館」の機能を転換し、「総合福祉センター」として設置されました。

<sup>\*2</sup> 地域包括支援センター：総合相談機能として、権利擁護に関する相談を含め、様々な地域での相談に応じることを役割とし、平成18年度に創設され、平成23年2月現在で市内に47か所設置されています。

<sup>\*3</sup> ボランティア活動振興センター：ボランティア活動についての相談、情報の提供、調査・研究、広報・啓発、研修等の実施や市内ボランティアグループの育成・援助などボランティア活動の連絡調整・ネットワークづくりの推進などを目的として、川崎市社会福祉協議会が設置しています。

### 基本方針3 地域での支え合いやネットワークづくりを支援します

地域づくりを進めるキーパーソンや、地域の生活課題やニーズに気づき、援助を必要としている人に対して、必要なことを必要な関係機関や関係者につないで解決に導く技術を持った人材の育成として、地域福祉コーディネーター技術研修を実施しています。

今後も、引き続き事業の充実を図っていきます。

## (2) 全体の総括

第2期計画の進捗状況はおおむね順調と評価されますが、未実施の事業もあり、第3期に向けては、事業内容を精査する必要があります。また、実績が伸びていない事業については、事業の周知や啓発が課題です。

今後も、区計画への支援を行うとともに、個別計画と十分に連携し、計画の推進にあたることが望まれます。

# 4 第3期川崎市地域福祉計画について

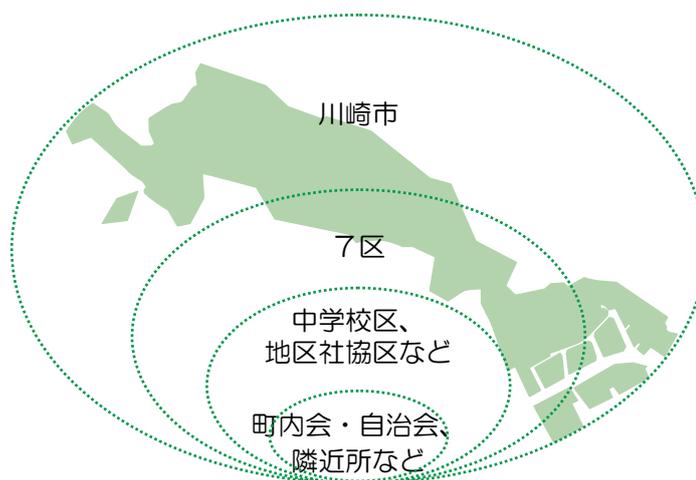
## (1) 基本的な視点

### ① 第2期計画の継承及び地域支援計画

川崎市は政令指定都市として7つの区（川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区）を擁し、各区はそれぞれに多様性と独自の文化があります。

生活の身近な課題や問題を発見し、住民を中心にした地域福祉活動を展開するには、区及び、さらに小さな圏域（生活の拠点である地域の範囲）を単位とすることが望ましいとされています。こうした圏域は、各区において第1期計画、第2期計画で培ってきた小地域など、地域性や状況等に応じて設定していくことになります。

一方、区をまたぐ課題及び全体の方針決定といった広域事項については、市域で取り組まなければなりません。



第3期を迎えた川崎市地域福祉計画においては、第2期の理念を踏襲しつつ、より地域に目を向け、区計画は各区特有の課題を解決する計画とし、市計画は全市的な課題を解決し、区計画を支援する計画と位置付け、地域福祉の取組を推進していきます。

### ② 地域の実情に合った取組の推進

本市7区の人口構成、産業構造、地域資源の状況は様々であり、「第2回川崎市地域福祉実態調査」から見えてきた、本市及び地域特有の課題もあることから、全市一律的な施策展開では、地域福祉の取組は進みません。

今後、地域福祉支援を進めるにあたっては、地域の実情に合った区計画を策定し、区の主体性・地域性を尊重します。また、市域・区域の福祉系組織が行う地域福祉推進のための取組を支援し、協働して地域福祉活動を支えていきます。

### ③ 社会経済環境の変化に対応した取組の推進

今日の社会経済環境の変化は著しく、景気後退による経済・雇用情勢の悪化や、急速な高齢化が進行する中で、都市部を中心とした家族関係の希薄化など地域扶助機能の低

下等により高齢者の孤立化、又は「高齢者の所在不明問題」など今日的課題が起きています。

これらの課題解決のためにも、課題を抱えた方を地域で支えていく体制の構築が求められています。第3期地域福祉計画では、このような地域を取り巻く環境の変化に対応した計画を策定する必要があります。

#### ④ 区計画及び地域福祉の推進支援について

区計画及び地域福祉の推進のための主な支援策は次のとおりです。

##### ▶連携強化

地域福祉活動において、専門性が必要になるにつれ、幅広い地域活動や福祉事業を行う社会福祉協議会の存在が大きくなります。

本市には、市・区及び40地区に社会福祉協議会があります。市・区社会福祉協議会が各々、地域福祉活動計画を策定し、地域で実践されている住民同士、町内会・自治会、民生委員児童委員、NPO、福祉関係団体等と連携しながら、課題解決のための活動支援を行っています。

また、福祉の需要の多様化に対応する総合的な福祉サービスの構築のため、地域住民が主体となって活動する民間（ボランティア）団体の重要性が増しています。

地域福祉の円滑な推進を図るため、市及び区は、各団体との連携強化を進めます。

##### ▶人材育成

地域福祉活動を継続するには、活動の中心となるべき人材の育成が必要です。

地域福祉を調整、コーディネートできる人材養成をめざして、市内で様々な技術研修を開催します。

安定した活動継続のため、リーダーとなる人材は必要不可欠であり、市はその活動を支援する必要があります。

##### ▶情報提供・情報交換

きめ細かい地域福祉活動のためには、住民、事業者、行政による情報共有が必要です。市及び区は、地域の住民の方々がより利用しやすいようなわかりやすい情報の提供に努めます。

また、地域福祉計画のほか、各計画の共通事項については、社会福祉協議会を始めとした、各団体との情報交換及び連携を深めます。

なお、総合福祉センターに設置した、地域福祉情報バンク\*において、福祉関連の身近な情報を配信しています（「かわさき福祉情報サイト ふくみみ」）。

#### ⑤ 第2期計画事業の変更

市計画は区計画を支援する計画と位置付けたことから、これまで第2期計画において、市計画に位置付けた事業のうち、より地域に密着した事業等の一部は区計画へ移行するなど、事業の位置付けを変更することとします。

---

\* 地域福祉情報バンク：総合相談窓口において福祉全般の相談受付、社会福祉・保健及びその他関連分野の情報を収集し、福祉保健従事者、関係機関又はそれらに関心のある方に提供しています。

## (2) 川崎市のめざす地域福祉

圏域を地域に求め、行政から働きかけることにより、地域住民の方々へ計画を周知します。

最終目的は、住民が積極的に地域福祉計画策定に参加し、推進することによって実現する、安心をもたらす地域社会です。

### 基本理念

## 「活力とうるおいのある地域づくり」をめざして

### ① いつまでも、誰もがいきいきと自立した生活を送ることができる

誰もが、地域で暮らす中、様々な困りごとや生活の不安を抱えることがあります。住み慣れた地域の中で、“安全・安心な自立した生活が送れるような地域づくり”をめざします。

### ② 共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる

地域で暮らす人々が、共に支え、支えられる地域福祉の“担い手”であり“受け手”であることを理解し、互いに認め合うことによって、人と人との支え合いや助け合いなどの“共助”をはぐくんでいけるような“うるおいのある地域づくり”めざします。

### ③ 誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

地域で暮らす人々が、相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人とのつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みをつくり、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような“活力ある地域づくり”をめざします。

# 5 計画の位置付け

## (1) 総合計画及び個別計画との関係

本市では、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」において、『誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき』をめざして」をまちづくりの基本目標としており、本市の各分野における計画や施策・事業は、この基本目標の下に進められています。

地域福祉計画は、保健・医療・福祉という生活関連分野で最も身近な生活に関連してくる個別計画（高齢・障害・児童等）を、それぞれの計画が持つ特徴を地域という視点で整理し、他の教育や雇用、まちづくりといった生活関連分野との連携により、更なる地域社会の課題解決に向けた体制づくりを進める位置付けとしています。



## (2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。

本市では、各区が地域福祉計画を策定し、同様に区社会福祉協議会も地域福祉活動計画を策定していることから、区地域福祉計画と区地域福祉活動計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、普及・宣伝等の役割が求められています。

**（参考）社会福祉法より抜粋**

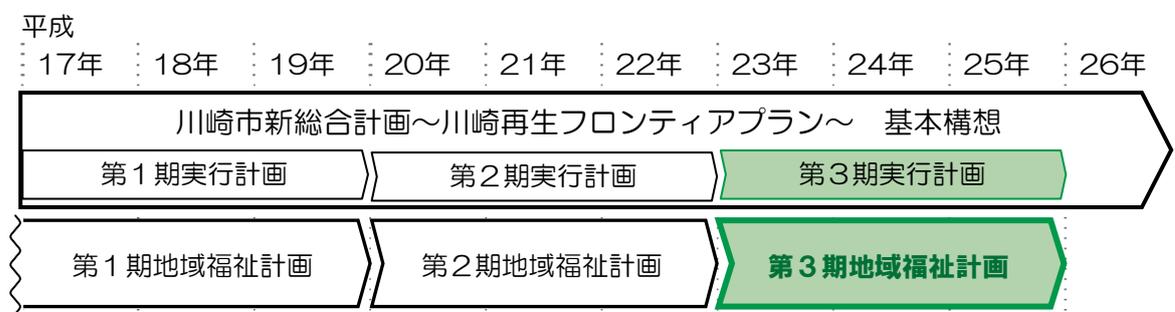
（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

**（3）計画の期間**

第3期川崎市地域福祉計画は平成23年度から25年度までの3か年計画です。社会情勢や地域社会の変化に応じて見直し、「川崎市新総合計画～川崎再生フロンティアプラン～」の実行計画との整合性を図っていきます。



# 6

## 計画の推進と評価

計画期間内（平成23年度～平成25年度）において、推進する項目や取組の進捗状況を管理し、結果や成果を評価すること、市民の意見を反映することにより、計画の着実な推進を図ります。

### （１）計画の進行管理・評価の体制

この計画の進捗状況は、「川崎市地域福祉計画推進検討会議」及び各区の「推進検討会議」に報告し、評価・意見をいただきながら、事業や取組の推進及び進捗状況の管理を行っていきます。

### （２）計画の進行管理と評価

計画は、普遍のものではなく、それを効率的に実行し、結果・成果を評価して、改善・改良を加え、次の計画へとつなげていくことが必要です。

本市では、実行計画の進行管理を行う仕組みとして、計画に位置付けられた事務事業の実施状況を把握する「事務事業総点検」と、事務事業の実施によって達成された施策目標の成果を把握する「施策評価」による「川崎再生ACTIONシステム」を構築・運用しています。このシステムは単に進行管理を行うだけでなく、その結果や点検・評価を通じて抽出された課題を検証し、改善策へとつなげることにより、市政運営における「PDCA（計画－実行－評価－改善）サイクル」の役割を担っています。

地域福祉計画においても、計画期間内に推進する事業や取組の結果や成果等を評価しながら、“成長を続ける計画”として進行管理をしていきます。

### （３）市民意見の反映と計画の推進

評価の結果はわかりやすい形で毎年、公表し、市民の意見を事業や取組の見直しに反映させていきます。

さらに、「地域福祉実態調査」などを通し、市民ニーズの把握に努めるとともに、地域で暮らす住民等の意見を計画に反映しながら、計画の着実な推進を図ります。

# 各論

## 1

## 地域福祉推進のための体系

## 第3期川崎市地域福祉計画の方向性（平成23年度～25年度）

〈基本理念〉

「活力とうるおいのある地域づくり」をめざして

【基本目標】

### 1 サービス利用者の意向を尊重した施策の充実

- (1) サービス利用者の権利擁護に取り組みます。
- (2) 保健・福祉にかかわる人材の育成と確保に努めます。
- (3) 支援が必要な住民への対策を充実します。

【基本目標】

### 2 保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化

- (1) 地域福祉推進体制の基盤整備を推進します。
- (2) 利用者に合わせて相談支援体制を充実します。
- (3) 効果的なサービス情報の提供に取り組みます。

【基本目標】

### 3 地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

- (1) 地域福祉活動への参加のきっかけづくりを推進します。
- (2) 地域福祉活動団体の活動を支援します。
- (3) 地域での支え合いやネットワークづくりを支援します。

# 2 具体的な事業展開

## 基本目標 1 サービス利用者の意向を尊重した施策の充実

サービス利用者の権利擁護や人権に配慮した苦情解決制度の整備を推進するとともに、サービスの評価や内容の開示、保健や福祉などの専門分野の人材育成と確保を進めることで、サービスの質の向上に努めます。

また、地域で孤立した支援が必要な住民への対策の充実を図ります。

### (1) サービス利用者の権利擁護に取り組みます

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などあらゆる市民が、人間らしい生活が保障され、必要な援助を受けることができるように、サービス利用者の権利擁護に取り組みます。

#### ① 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）・成年後見制度の充実

川崎市社会福祉協議会が運営する各区のあんしんセンターで実施する、成年後見制度の利用支援や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）\*などの権利擁護の取組を支援していきます。

事業展開	事業概要
あんしんセンターの運営	認知症高齢者や知的障害者などの判断能力が不十分な方に対して、金銭管理サービスの提供や、成年後見制度に関する相談、法人後見業務などを実施します。
成年後見制度利用促進あんしん生活支援事業（高齢者対象）及び成年後見制度利用支援事業（障害者対象）	認知症や、知的・精神障害によって判断能力が不十分となり、財産管理や契約等の法律行為が難しい場合、成年後見人等による支援が必要となりますが、親族がいない場合や、いても非協力的な場合などには、市長申立てにより成年後見人等を選任します。 また、生活保護受給者や低所得者の方などに対しては、申立て時に必要な精神鑑定費用や成年後見人等への報酬の助成を行います。 その他に、制度の利用促進のため、成年後見制度の普及啓発や親族後見人に対する研修などを実施します。

\* 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）：認知症高齢者や障害のある方など判断能力が十分でない方や身体に障害がある方々が、自立した地域生活を送れるように、財産や生活等に関する総合相談や専門相談を行います。また、相談の内容に応じて、希望をうかがいながら、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理サービス及び書類等預かりサービスを提供します。本市においては、平成20年度から地域福祉権利擁護事業という名称を、国の改定に伴い「日常生活自立支援事業」に変更しています。

## ② 人権に配慮した相談体制と苦情解決制度の充実

川崎市の社会福祉施設等利用者の保護と福祉サービスの質を高めるため、「第三者委員\*」の設置を推進していきます。

事業展開	事業概要
障害者苦情解決システム整備事業	社会福祉法第82条に規定する事業者による苦情解決について、市内の事業者が共同で取り組むシステムの整備を行います。
人権オンブズパーソン* 運営事業	子どもの権利の侵害や男女平等にかかわる人権侵害について、人権オンブズパーソンが相談・救済の申立てを受けて、相談者に寄り添いながら、問題解決を行います。

## ③ 福祉サービス評価制度等の充実

福祉サービス事業者でも利用者でもない公正・中立な評価機関が事業者の提供するサービスを客観的・専門的な立場から総合的に評価する「福祉サービスの第三者評価」を推進していきます。

事業展開	事業概要
福祉サービス第三者評価推進事業	福祉サービスの質の向上とサービス利用者の選択に資する情報の提供を目的に第三者評価を推進します。

## (2) 保健・福祉にかかわる人材の育成と確保に努めます

サービスの質の向上と提供方法の効率化を図るために、保健や福祉にかかわる専門分野の人材を育成し、保健や福祉人材の確保に努めます。

### ① 保健や福祉など専門分野の人材育成の充実

保健・福祉人材の育成を図るため、高齢社会福祉総合センターにおいて各種研修、講座、講習を実施します。

事業展開	事業概要
高齢社会福祉総合センターの運営	市民への介護知識・介護技術の普及啓発を図るとともに、福祉職員等に対する研修を実施することにより、人材の育成を行います。
福祉人材確保支援事業	国の人材確保指針に基づき、福祉サービスの意義や重要性についての啓発及び従事者への研修実施や相談体制の整備など人材確保の取組を進めます。
相談支援従事者研修事業	障害者自立支援法に基づく相談支援に従事する者が、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な援助技術を習得することを目的とした研修を実施します。

\* 第三者委員：社会福祉法第82条の規定により、社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないものとされています。そのため、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置することとしています。

\* 人権オンブズパーソン：子どもの権利の侵害や男女平等にかかわる人権侵害を受けたと思う市民が、簡易に安心して、人権オンブズパーソンに相談や救済の申立てができます。こうした相談や救済の申立てに対して市民自らが解決できるように助言や支援を行ったり、必要に応じて関係者の調査や調整を行ったりして解決に努め、人権が尊重される地域社会の形成をめざします。

## ② 人材確保に向けた福祉人材バンク機能の強化

福祉人材の確保を推進するため、「福祉人材バンク」において、関係機関との連携を図ることにより、人材確保機能の強化を図ります。

事業展開	事業概要
福祉人材バンク事業	福祉人材無料職業紹介事業を実施するとともに、福祉職に関する啓発・広報や福祉人材の確保・定着に資する事業を実施します。

## ③ 社会福祉施設等従事者研修の実施

福祉関係機関・団体・行政・福祉施設等の社会福祉従事者、関係者を対象とした専門研修を行います。

事業展開	事業概要
社会福祉事業職員研修の実施	福祉サービスの質の向上に向け、総合福祉センターにおいて、コミュニティソーシャルワーク技術も含めた社会福祉事業職員研修を行います。
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センター職員を対象として、新任研修や現任研修等各種研修を実施します。

## (3) 支援が必要な住民への対策を充実します

すべての人が、地域において社会的に孤立しないように、要支援者を発見する機能の充実や支援体制を整備し、支援が必要な住民への対策を充実します。

### ① 災害時要援護者対策の充実

災害時要援護者対策として、要援護者の把握、要援護者情報の収集・提供、家具転倒防止金具の取付けなどの整備を図ります。

事業展開	事業概要
災害時要援護者避難支援制度事業	災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者の方々から名簿登録の申込みをしていただき、地域の支援組織に名簿を提供します。
家具転倒防止事業	地震発生時に家具転倒による事故を防止するため、ひとり暮らし高齢者・障害者の方々の方々の家屋の家具に転倒防止金具を取り付けます。
普及啓発事業	災害時要援護者対策に係る制度案内や災害から身を守るための冊子などを作成し、配布します。

### ② ひとり暮らし高齢者等の見守り施策の充実

ひとり暮らし高齢者等が安心して地域で生活を営めるよう、見守りネットワークの構築に努めます。

事業展開	事業概要
民生委員児童委員活動育成等事業	地域の見守りの重要な担い手である、民生委員児童委員の活動を支援します。

事業展開	事業概要
ひとり暮らし支援サービス事業	「ひとり暮らし等高齢者見守り事業」では、「ひとり暮らし等高齢者実態調査」の結果等を基に見守りが必要な高齢者を把握し、民生委員などの協力を得て関係機関との連携の下、地域ぐるみの見守り活動を行っています。
高齢者所在不明問題及び孤立化防止対策の検討	高齢者の所在不明にいたる背景及び孤立化から発生する問題について整理するとともに、これらの問題を防止・解決する方策を検討します。

### ③ 高齢者虐待・児童虐待・DV対策の充実

高齢者虐待・児童虐待・DVの予防、早期発見、早期対応を図るため、関係機関との連携推進など、体制整備を図ります。

事業展開	事業概要
高齢者虐待防止事業	区役所、地区健康福祉ステーション、地域包括支援センターにおいて高齢者虐待に関する相談の受け付けや支援を行うとともに、早期発見のための高齢者虐待に関する知識の普及・啓発を行います。
児童虐待防止対策事業	児童虐待防止に向けた普及啓発活動や複雑な家族背景を持つ家庭の養育支援を行うとともに、要保護児童・要支援児童・特定妊婦の支援連携強化を目的とした協議会や研修会等を開催します。
DV被害者支援対策事業	ドメスティックバイオレンス(DV)被害者の支援対策について、関係機関・団体と連携して推進するとともに、DVへの理解を深めるための普及啓発を行います。

### ④ ホームレス対策・社会的ひきこもり対策の充実

市内に起居するホームレス等に対し、宿所等の提供と生活相談・指導等を行い、就労自立支援、福祉的自立支援を行います。また、社会的ひきこもりの総合的な対策や支援体制の整備を図ります。

事業展開	事業概要
ホームレスの自立支援の推進	市内に起居するホームレスに対し、就労自立支援、福祉的自立支援を行います。
精神保健福祉センター*相談援助事業	精神保健福祉相談の中でも社会的ひきこもりの相談業務を行います。

\* 精神保健福祉センター：地域精神保健福祉活動の中核施設として、調査研究、普及啓発、相談指導、組織育成、電話相談等を行います。また、複雑困難なケースへの対応や保健福祉センターへの技術指導援助を行うほか、自立支援医療（精神通院）・精神障害者保健福祉手帳の事務、精神科に入院している方に法に基づく適切な医療が提供されているかどうかの審査も行います。

## 基本目標 2 保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化

地域福祉の着実な推進を図るため、地域福祉推進体制の基盤整備を進めていくとともに、すべての人に保健・医療・福祉サービスが行き届くような相談支援体制を充実し、効果的な情報の提供に努めます。

### (1) 地域福祉推進体制の基盤整備を推進します

第3期計画を着実に推進し、社会情勢や地域社会の変化に対応できるように、地域福祉推進体制の基盤整備を進めます。

#### ① 地域福祉推進体制の充実及び区地域福祉計画への支援

福祉のまちづくり普及事業との連携を図るとともに、企業連携取組事例の調査・研究、各区地域福祉計画の支援を行います。

事業展開	事業概要
地域福祉計画策定事業	「川崎市地域福祉計画推進検討会議」の開催、「地域福祉実態調査」の実施、ホームページによる計画の周知を行っています。
福祉のまちづくり普及事業	川崎市福祉のまちづくり条例に基づき、不特定かつ多数の者の利用に供する公共的施設等について、バリアフリー化のための整備基準を定め、公共的施設等のうち、一定の用途及び規模以上の指定施設については、その新築、増改築等を行う者に対して、バリアフリー化の整備基準の適合状況に関する事前協議を義務付け、公共的施設のバリアフリー化整備の普及を促進します。

#### ② 地域福祉推進拠点の連携

本市の地域福祉推進の拠点である総合福祉センターと各区の福祉パルにおける各種事業を通して、地域福祉の推進を図ります。

事業展開	事業概要
総合福祉センターの運営	総合福祉センターを設置し、地域福祉情報バンク事業、社会福祉研修センター事業及び施設及び設備の提供事業を実施します。
福祉パルの運営	各区に設置した福祉パルの運営を行い、地域住民に福祉活動の場を提供し、各種相談、研修、情報提供などを実施します。
いきいきセンターの運営	老人福祉センターの運営を通じて、高齢者の健康の増進、教養の向上、相談などのサービスを総合的に提供し、高齢者が身近な地域において、健康で明るい生活を送ることができるよう支援します【老人福祉法、社会局長通達「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」】。また、今後大量に地域に戻ってくる団塊世代の利用促進や、虚弱な高齢者の介護予防の拠点としての機能強化を行います。
いこいの家の運営	地域の健康な高齢者のふれ合いや生きがいの場、虚弱な高齢者を地域で支え合っていくための福祉活動の場を提供します。

### ③ ボランティアや市民活動等を支援する組織の育成と支援

本市の地域福祉推進の中核的団体である「川崎市社会福祉協議会」と市民活動支援組織である「かわさき市民活動センター」などの育成と支援を進めます。

事業展開	事業概要
社会福祉協議会の育成	地域福祉の担い手を育成し、地域で活動する団体等と連携するため、「地域福祉の推進を図ることを目的」として社会福祉法に規定された団体である「社会福祉協議会」に対して、その運営や事業に必要な額の補助金を交付します。
市民活動支援事業	「市民活動支援指針」に基づき、市民活動の中間支援組織であるかわさき市民活動センターに対して、その事業や運営などに必要な補助金を交付するなど、市民活動支援施策の活性化を図ります。

## (2) 利用者に合わせて相談支援体制を充実します

市民が身近なところで、保健・医療・福祉に関する相談が受けられるように、利用者の実情に合わせて相談支援体制づくりを進めます。

### ① 保健福祉センター等における専門相談の充実

保健福祉センター等における各種専門相談を充実させるとともに、困ったときにどこに相談したらよいかわかりやすい情報提供を行います。

事業展開	事業概要
母子保健指導・相談事業	母子健康手帳交付時面接で、子育て支援施策、制度、施設等の子育てガイドブックを配布するとともに、必要な相談支援を行います。必要な相談支援を受けられるよう、内容別専門相談を開設します。
妊婦・乳幼児健康診査事業	妊婦健康診査は医療機関等に委託して行い、妊婦及び胎児の健康管理の向上を図ります。乳幼児健康診査は直営又は市医師会に委託で実施し、乳幼児の健康管理の向上を図ります。
精神保健福祉に関する相談及び診察業務	精神保健福祉センター及びこころの相談所において、心の健康や悩み、病気や障害について支援します。

### ② 身近な地域における相談支援体制の充実

市民が身近な地域において保健・医療・福祉に関して、相談することができる体制を整備します。

事業展開	事業概要
地域包括支援センター運営事業	地域の総合相談窓口や、介護予防マネジメント等を実施する地域包括支援センターを運営します。
ひとり暮らし支援サービス事業	「福祉電話相談事業」では、低所得者のひとり暮らし高齢者宅に電話を設置し、相談員が定期的に電話することで安否確認と相談業務を行います。
障害者支援制度実施事業	障害者自立支援法第77条第1項に規定する市町村の地域生活支援事業であり、障害者等が地域で自立した生活を営むことができるよう相談支援を行います。

事業展開	事業概要
地域子育て支援 (子育てグループ育成事業・すくすく子育てボランティア事業等)	安心して子育てできる地域づくりのため、子育てする親子の仲間づくりを促進するとともに、地域で子育て支援活動をするボランティアの養成、活動支援を行います。
ふくし相談事業	日常生活の中で生じる様々な問題の相談に対し、相談者の話を十分に傾聴して問題を共有し、必要な助言又は情報提供を行うとともに、より専門的な助言を必要とする場合は専門相談を行います。
川崎いのちの電話	様々な精神的危機に追い込まれた人たちが再び生きる希望を見いだせるよう、研修と経験を積んだボランティアにより、24時間電話相談を行っている川崎いのちの電話の事業に対して、効果的かつ円滑な運営が図れるように支援を行います。

### (3) 効果的なサービス情報の提供に取り組みます

保健・医療・福祉の制度情報や身近な地域福祉に関する情報を、市民にわかりやすく効果的に提供するために、情報提供手段の検討を行います。

#### ① 保健・医療・福祉サービスの制度情報等の効果的な提供

市民が必要なときに、必要な保健医療福祉サービス情報を入手できるように、様々な媒体を活用した情報提供体制を整備します。

事業展開	事業概要
救急医療情報システム事業	急な病気やけがをした場合、電話（オペレーター対応）やFAX、パソコン、携帯電話などにより、365日24時間体制で、これから受診できる市内医療機関（歯科を除く）の情報提供を行います。
介護保険制度普及啓発事業	介護保険制度の趣旨普及のため、外国語版パンフレット、サービス事業者ガイドブック、高齢者福祉のしおり等を作成します。
ふれあいー障害福祉の案内ーの作成	障害者（児）や家族が利用できる各福祉制度の内容や相談窓口の情報提供を行います。点字版やデジ版などがあります。

#### ② 身近な地域情報の提供の促進

地域福祉情報バンク事業を通して、身近な地域の情報を収集するなど、情報を一元管理、蓄積、更新、提供する仕組みを構築し多様化する生活ニーズに対応した情報提供を行います。

事業展開	事業概要
地域福祉情報バンク事業	制度情報や地域情報などを効果的に提供するため、地域福祉情報バンク事業（「かわさき福祉情報サイト ふくみみ」）を行います。

### 基本目標 3 地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

地域福祉を進めるために、誰もが地域福祉活動のために集まり、参加できるような仕組みづくりを促進していくとともに、既に活動している福祉関係団体等への支援を行うことにより、住民の参加と協働が息づく、心豊かな地域づくりに向けた基盤整備を進めます。

#### (1) 地域福祉活動への参加のきっかけづくりを推進します

市民が手軽に地域福祉活動へ参加できるように、シンポジウムや住民交流会等を開催するとともに、学童生徒を対象とした「福祉教育」を充実し、参加のきっかけづくりを進めます。

##### ① 地域福祉活動の促進に向けた普及啓発の充実

地域福祉計画の普及啓発を通して、地域の支え合いの大切さを啓蒙していくことを目的として、「地域福祉計画シンポジウム」などを開催します。

事業展開	事業概要
シンポジウムの開催	住民同士の地域での支え合いの意識向上や、市民の地域福祉活動への参加のきっかけづくりを行うため、全市的なシンポジウムを開催します。

##### ② 次世代を担う子どもの「福祉の心」をはぐくむ教育の充実

小学生向け「福祉副読本」と川崎市社会福祉協議会の「福祉教育プログラム」との連携などにより、教育内容の充実を図ります。

事業展開	事業概要
福祉教育の実施	川崎市社会福祉協議会ボランティア活動振興センターによる「福祉教育プログラム」の作成配布を行う事業に対して、効果的かつ円滑な運営が行われるように支援を行います。

#### (2) 地域福祉活動団体の活動を支援します

地域において、地域福祉活動が活発に行われるように、必要な情報の提供や人材の育成を行い、地域福祉活動団体の活動を支援します。

##### ① 団体活動を支援するための講座等の実施

地域福祉活動を行う団体等が、実践の上で必要な技術修得の支援のため、団体向けの活動支援ワークショップ・講座等を実施します。

事業展開	事業概要
地域福祉推進研修の実施	地域福祉に関心のある方、地域福祉活動にかかわる方・グループ等を対象に地域福祉を推進するための様々な研修を行います。

事業展開	事業概要
地域子育て支援 (すくすく子育てボランティア事業等)	地域で子育て支援活動をするボランティアの養成、活動支援を行います。

## ② 団体活動の実践事例情報の提供

地域交流会等における事例発表や地域福祉活動団体の活動調査などによる実践事例集を作成配布することを通して、地域で活動する団体等が活動を実践していく上で必要な情報の提供に努めます。

事業展開	事業概要
「団体活動実践事例集」の作成	地域で活動する団体が、活動を行っていく上で役立てていけるような「団体活動実践事例集」を作成します。

## (3) 地域での支え合いやネットワークづくりを支援します

地域における課題を地域で解決するため、地域福祉を推進する人材を養成するとともに、各団体間の交流の機会を設けるなど、地域での支え合いやネットワークづくりを支援します。

### ① 地域福祉を担うキーパーソンの養成

身近な地域で地域福祉推進ネットワークの核となる地域福祉を担うキーパーソンを養成するための研修を実施します。

事業展開	事業概要
「地域福祉コーディネート技術研修」の実施	地域づくりを進めるキーパーソンやコミュニティソーシャルワーク技術を持った人材の育成として「地域福祉コーディネート技術研修」を実施します。
生涯現役対策事業	①高齢者パワーアップ推進事業として、高齢者のいきがい・健康づくりや社会参加の促進につながる「シニア向け講座」、「パソコン講座」、「講演会」等を開催します。また、比較的若い世代も念頭に入れて、シニア向け情報誌の発行、(財)川崎市老人クラブ連合会のホームページの運営を支援していきます。 ②スポーツや文化芸術活動の催しに通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持増進・社会参加・いきがいの高揚を図り、ふれ合いと活力ある長寿社会の形成に寄与することを目的に開催される全国健康福祉祭に、選手を派遣します。
健康づくり事業	健康づくりの総合的な推進として、「かわさき健康づくり21」に基づく取組を推進します。

事業展開	事業概要
介護♥予防いきいき大作戦	<p>いきがい・健康づくりや介護予防など、高齢者がいつまでも元気でいきいきと暮らせるための取組を「介護♥予防いきいき大作戦」と位置付けて、地域全体で進めていきます。</p> <p>そのために、この大作戦を推進していく「いきいきリーダー」を養成する講座の開催、高齢者が気軽にできる体操のDVD、CDの作成、介護予防の重要性を広く市民に周知するためのイベントの開催などを行います。</p> <p>また、この大作戦の取組を広げていくことにより、地域における見守り、支え合い、助け合いなどのコミュニティづくりをめざしています。</p>

## ② 地域で活動する団体等への支援の充実

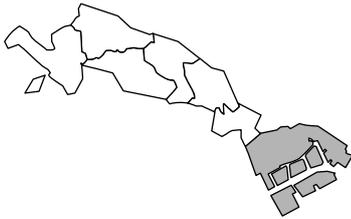
地域で活動する団体へ地域福祉を担う人材の情報を提供していくなどの様々な支援を通して、地域での支え合いの機能を促進します。

事業展開	事業概要
市民活動支援事業	「市民活動支援指針」に基づき、市民活動の中間支援組織であるかわさき市民活動センターに対して、その事業や運営などに必要な補助金を交付するなど、市民活動支援施策の活性化を図ります。
地域子育て支援 (すくすく子育てボランティア事業等)	各地域の子育て支援機関やボランティアグループ等のネットワーク化を図るため、子育て支援ネットワーク会議を開催します。
健康づくり事業	健康づくりの総合的な推進として、「かわさき健康づくり21」に基づく取組を推進します。
「団体活動実践事例集」の作成及び「住民交流会・意見交換会等」の開催	団体活動実践事例について事例集を作成・配布し、各種交流会や意見交換会の場を通じて団体間のネットワークづくりを進めます。

# 3 各区計画の概要

## 第3期川崎区地域福祉計画の概要

### ■川崎区の基礎データ



人口	217,145	人	川崎市の世帯数・人口 平成22年9月1日現在
世帯数	105,922	世帯	
1世帯当たり人員	2.05	人	
年齢3区分別人口割合	年少人口	11.8%	川崎市年齢別人口 平成21年10月1日現在
	生産年齢人口	68.1%	
	老年人口	19.8%	

### ■川崎区がめざす地域福祉

計画の理念 **つながりでつくる、いつまでも安心して  
健やかに暮らせるまち 川崎区**

～ みんなでつくる これからの福祉のまちづくり計画 ～

区民が住み慣れた川崎区で安心して健やかに住み続けられるよう、また地域の誰もが自分らしい生活ができるよう、第3期計画では、「いつまでも安心して健やかに暮らせるまち」を人と人の「つながり」で築いていくことをめざしています。

### ■区民が抱える主な生活課題

(統計データ、地域福祉実態調査、地域福祉活動に関する調査、地区懇談会等から)

- ▶ 高齢化率が市内で最も高い。
- ▶ 外国人登録者人口の総人口に占める割合が市内で最も高い。
- ▶ 大型マンションの建設等による転入者が増えている。
- ▶ 地域住民同士の交流が希薄になっている。
- ▶ 地域福祉活動者の高齢化等により、人材が不足している。

### ■第2期計画におけるシンボル事業(主要な取組)

- 「地域の縁側づくり事業」  
誰もが気軽に立ち寄り、ふれあいのきっかけとなる地域の縁側の推進により、参加者の「健康増進」「閉じこもり予防」「近隣住民同士の交流」や地域づくりにつながっています。今後も地域のつながりの推進に向け、更なる取組が必要です。
- 「運動で元気アップ事業」  
いつまでも健康でいきいきとした生活が送れるような地域づくりの推進のため、区民と協働で「ほほえみ元気体操」「公園ウォーキング」の実施や「ウォーキングガイドブック」の改訂版作成、さらに各ボランティアの養成等積極的な普及啓発活動を実施しました。区民の健康づくりの取組は継続傾向が強くなっており、効果が得られています。

● 「まちの情報集約・発信事業」

必要な情報が必要な人に的確に届くような情報発信を推進するため、「ホップ ステップ マップ」「市政だより川崎区特別号」子育てガイド「さんぼみち」等を発行し、広く区民に、地区活動や保健福祉センターの事業内容などを周知しています。しかし、情報提供についての区民の要望は強く、今後も様々な手法による周知が必要です。

## ■ 計画の基本目標

### 1 保健・福祉・医療サービス対象者の意向を尊重した施策の充実

保健・福祉・医療サービスを必要としているのに声をあげられない人もいます。区民が必要なサービスを受けられるよう理解を促し、利用者の意見が十分に尊重される施策を充実します。

#### 【基本方針】

- (1) サービス周知とサービス利用者の権利擁護と啓発に取り組みます。
- (2) 保健福祉従事者の育成と専門性の向上に取り組みます。
- (3) 様々な生活課題への幅広いサービスの提供に取り組みます。

### 2 地域の実情に応じた区民・民間団体・区の協働による共助社会の実現

誰もが、保健福祉の受け手であると同時に、その担い手でもあるということに気付き、自ら積極的に参加することが求められています。地域にかかわるすべての人たちが共に協力しその役割を発揮しながら、保健福祉をつくりあげていきます。

#### 【基本方針】

- (1) 地域住民の連携を促進し、「福祉のまちづくり」を推進します。
- (2) 健康で安心して生活できる地域づくりに取り組みます。
- (3) 地域福祉への理解を促進します。
- (4) 地域における保健福祉人材の育成と支援に取り組みます。

### 3 多様なサービスを総合的に提供する体制の整備

画一的なサービスや支援だけでは、区民の様々なニーズに的確にこたえることはできません。区民一人ひとりの実情に合わせたサービスや支援を総合的に提供する体制を整備します。

#### 【基本方針】

- (1) 総合的サービスによる地域ケアシステムを充実します。
- (2) 総合的な支援体制づくりに取り組みます。
- (3) 保健福祉情報の集約・提供システムを充実します。

## ■ 第3期計画のメインテーマ（主要な取組）

### 1 地域のつながり まちの縁側推進

地域住民同士の交流の希薄化や、高齢者や子育て世代の孤立化が進んでいる状況の中で、地域住民が主体となり、地域で支え合いながら、世代を超えた人と人とのつながりを築く仕組みづくりを進めます。

具体的取組・事業名
地域の縁側活動の普及・推進
シニア世代の地域デビュー活動の実施

### 2 みんなで子育て 地域で子育て

子育て世代の転入増加に伴い、子どもに関する課題も増えてきています。子育てに関する不安や孤立の解消、さらには虐待の未然防止のために、地域で見守り、みんなで子育てを支える取組を推進します。

具体的取組・事業名
子育てサロン活動
子育てグループ育成・支援
こんにちは赤ちゃん訪問事業

### 3 みんなに伝わる「まちの情報」発信

転入世帯や外国人・高齢者の多い川崎区においては、様々な手法を用いた情報の提供が必要です。保健・福祉・医療などの必要な情報が必要な人に的確に届くように、さらに工夫をして情報を発信していきます。

具体的取組・事業名
外国人向け携帯メルマガ配信
「まちの情報」（地域保健福祉活動）の発信
子育てガイド「さんぼみち」の発行
こども支援総合ページの充実

# 第3期川崎区地域福祉計画の概要

計画の期間：平成23年度から平成25年度まで

計画の理念 「つながりでつくる、いつまでも安心して健やかに暮らせるまち 川崎区」

きずな  
つながり

「手伝って」  
と言えるまちにしよう！

困ったときに安心して「手伝って」と言える  
まちにしよう。  
みんなで支え合い、助け合えるまちにしよう。

## 【基本方針】

- 1- (1) サービス周知とサービス利用者の権利擁護と啓発に取り組みます。
- 1- (2) 保健福祉従事者の育成と専門性の向上に取り組みます。
- 1- (3) 様々な生活課題への幅広いサービスの提供に取り組みます。

## 【基本目標 1】

保健・福祉・医療サービス  
対象者の意向を尊重した  
施策の充実

## 【基本目標 2】

地域の実情に応じた区民・  
民間団体・区の協働による  
共助社会の実現

## 【基本目標 3】

多様なサービスを  
総合的に提供する  
体制の整備

## 【基本方針】

- 2- (1) 地域住民の連携を促進し、「福祉のまちづくり」を推進します。
- 2- (2) 健康で安心して生活できる地域づくりに取り組みます。
- 2- (3) 地域福祉への理解を促進します。
- 2- (4) 地域における保健福祉人材の育成と支援に取り組みます。

## ■第2期計画におけるシンボル事業(主要な取組)

- 「地域の縁側（えんがわ）づくり事業」  
誰もが気軽に立ち寄り、ふれあいのきっかけとなる場づくりの推進により、参加者の「健康増進」「閉じこもり予防」「身近な困りごとの解決」や、近隣住民同士の交流や助け合いにつながっている。今後も地域のつながりの推進に向け、更なる取組が必要である。
- 「運動で元気アップ事業」  
いつまでも健康でいきいきとした生活が送れるような地域づくりの推進のため、区民と協働で「ほほえみ元気体操」「公園ウォーキング」の実施や「ウォーキングガイドブック」の改訂版作成、さらに各ボランティアの養成等積極的な普及啓発活動を実施。区民の健康づくりの取組は継続傾向が強くなっており、効果が得られている。
- 「まちの情報集約・発信事業」  
必要な情報が必要な人に的確に届くような情報発信を推進するため、「ホップ・ステップ・マップ」「市政だより川崎区特別号」子育てガイド「さんぼみち」等を発行し、広く区民に、地区活動や保健福祉センターの事業内容などを周知しているが、情報提供についての区民の要望は強く今後も様々な手法による周知が必要である。

## 【基本方針】

- 3- (1) 総合的サービスによる地域ケアシステムを充実します。
- 3- (2) 総合的な支援体制づくりに取り組みます。
- 3- (3) 保健福祉情報の集約・提供システムを充実します。

## ■区民が抱える主な生活課題

- ▶ 高齢化率が市内で最も高い。
- ▶ 外国人登録者人口の総人口に占める割合が市内で最も高い。
- ▶ 大型マンションの建設等による転入者が増えている。
- ▶ 地域住民同士の交流が希薄になっている。
- ▶ 地域福祉活動者の高齢化等により、人材が不足している。

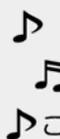
メインテーマ  
(主要な取組)

地域のつながり  
まちの縁側推進



- ♪ 地域の縁側活動の普及・推進
- ♪ シニア世代の地域デビュー活動の実施

みんなで子育て  
地域で子育て



- ♪ 子育てサロン活動
- ♪ 子育てグループ育成・支援
- ♪ こんにちは赤ちゃん訪問事業

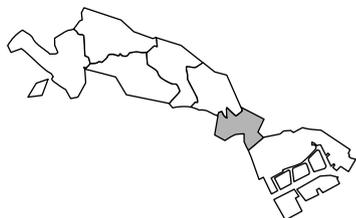
みんなに伝える  
「まちの情報」発信



- ♪ 外国人向け携帯メルマガ配信
- ♪ 「まちの情報」(地域保健福祉活動)の発信
- ♪ 子育てガイド「さんぼみち」の発行
- ♪ こども支援総合ページの充実

## 幸区しあわせプラン（第3期幸区地域福祉計画）の概要

### ■幸区の基礎データ



人口 世帯数 1世帯当たり人員	154,380 人 70,404 世帯 2.19 人	川崎市の世帯数・人口 平成22年9月1日現在
年齢3区分別人口割合	年少人口 12.7% 生産年齢人口 68.2% 老年人口 19.0%	川崎市年齢別人口 平成21年10月1日現在

### ■幸区がめざす地域福祉

計画の理念 「誰もが生涯にわたって、安心して、いきいきと暮らせる幸区」の実現

様々な人が、交流を持ちながらお互いを理解し、人と人とのつながりを大切にし、すべての人に優しく、共に成長していく「共育ち<sup>ともそだ</sup>」の地域福祉を推進します。

さらに、地域に出向き、支援を必要としている人を見逃さない地域福祉をめざします。

### ■区民が抱える主な生活課題

（統計データ、区民意識調査、地域福祉実態調査、地域福祉活動に関する調査、地域交流会等から）

- ▶ 7区のうちで2番目に高齢化率が高く、人口密度も高い。
- ▶ 高齢者に関する問題意識が高く、ひとり暮らし高齢者等の見守り支援が必要。
- ▶ 転入者の増加により、子どもと子育て世代の交流、地域との交流が望まれている。
- ▶ 町内会・自治会への加入促進により、地域活動・地域交流へのきっかけを掴むことが必要。
- ▶ 障害者が地域で暮らしやすくするための啓発・広報活動や福祉教育の推進が必要。
- ▶ 地域福祉活動の担い手の発掘、人材育成が必要。

### ■第2期計画の振り返り

- 健康長寿推進モデル事業を実施し、高齢者が自分の健康を維持しながら日常生活を送ることへの自覚を促し、介護予防にもつなげていく取組となりました。今後、他地区へも拡大を図ります。
- 区と地域（民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、子育てボランティア等）の協働により、子育て支援を行いました。今後は交流会等の十分な広報や、参加者拡大の工夫が必要です。
- 子育て情報誌の定期的な発行を始めとして保健福祉情報提供の充実とネットワークの活用を図りましたが、障害者に関する情報は十分とは言えない状況です。
- 区社会福祉協議会等との連携を進めてきましたが、役割分担を明確にすることにより、さらに連携を深めることが必要です。

## ■ 計画の基本目標

### 1 誰もが安心して生活できる住みやすいまちづくり

地域コミュニティの形態が変わっていく中、地域や個人が抱える悩みなどは、地域にある様々な力を借りながら地域と共に考えて取り組み、見守りや支え合うことで解決していけると考えます。

高齢者、子どもと子育て世代、障害者が安心して生活できるまちは、すべての人に住みやすいまちになると考えます。

#### 【基本方針】

- (1) 地域ぐるみの見守り、支え合いの環境づくり
- (2) 保健福祉サービス情報提供の充実とネットワーク活用
- (3) 安全で安心な生活環境の充実

### 2 国籍・障害・年齢・生活環境・居住歴等を超えたつながりのある健康で豊かなまちづくり

国籍、障害、年齢、生活環境等の特性や文化の違いを認め合い、理解し合い、受け入れ合うことがノーマライゼーション社会の実現を可能にし、等しく保健福祉サービスが受けられることで「共育ち」や地域ぐるみの健康づくりの推進につながると考えます。

#### 【基本方針】

- (1) ノーマライゼーション社会の実現のための啓発と普及
- (2) 地域における健康づくりの推進

### 3 地域資源の有効活用による区民すべてが参加する活力あるいきいきしたまちづくり

区民の一人ひとりが持っている力を、可能な範囲で提供し合える体制づくりをすることで継続的な支援につながります。そして、その取組を地域福祉の実現に有効に活かすことが必要です。また、地域資源を活用しながら、区民同士のネットワークを形成することが、地域の福祉活動の活性化につながると考えます。

#### 【基本方針】

- (1) 人材の育成とコーディネート機能の充実
- (2) 区民、関係機関・団体、事業所と行政の連携の強化
- (3) 地域活動への区民参加の促進

## ■第3期計画における主要な取組

### 1 高齢者・障害者に関する取組

幸区の高齢化率は19.2%で市内では2番目に高く、障害者数も増加傾向にあります。区民アンケート結果によると比較的長く居住したいという傾向が強いことから、高齢者や障害者が、地域で安心して住み続けられ、いつまでも健康に暮らしていける仕組みづくりを進めます。

具体的取組・事業名
ふれあい&すこやか（ふれすこ）事業
健康長寿推進事業
介護予防グループ支援事業
障害者相談支援事業所等関係機関のネットワークづくり
地域ケア連絡会議

### 2 子どもに関する取組

大型共同住宅の建設等により、区内では子育て世帯の転入が増加しており、子育て支援ニーズが高まっています。既存の施設を活用した父親の育児参加やボランティア・保護者同士の交流推進など、子どもや子育て家庭を地域ぐるみで支えていくという視点で、子育てや次世代の育成を進めます。

具体的取組・事業名
こんにちは赤ちゃん事業
地区の赤ちゃん相談
地域の子育てサロン・フリースペースの支援
幸区うるかむサロン事業
パパッとサタデー（自主運営型）
発達障害児支援事業

### 3 地域のつながりに関する取組

若い世代の増加によってライフスタイルも多様化し、従来の町内会・自治会を基礎とした地域コミュニティが希薄化しています。これら組織と地域の機関、市民活動団体等が継続して活発な活動ができるよう支援し、地域による支え合いの強化を図っていきます。

具体的取組・事業名
社会福祉協議会との連携強化
地域交流会等の推進
地域コミュニティ活動の推進

# 幸区しあわせプラン（第3期幸区地域福祉計画）の概要

計画の期間：平成23年度から平成25年度まで



住みやすいまち  
住み続けたいまち

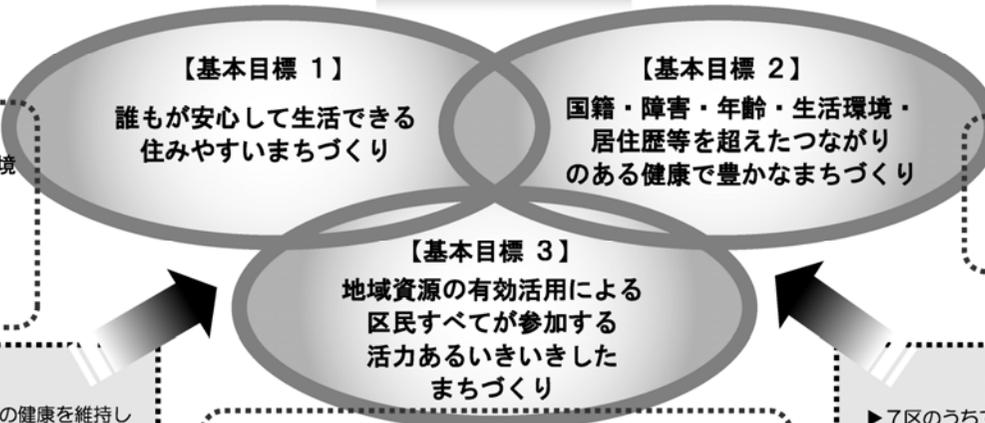
計画の理念 ～「誰もが生涯にわたって、安心して、いきいきと暮らせる幸区」の実現～

ともそだ  
共育ちの地域福祉を推進します

誰もが安心して暮らせるまちは、すべての人にとって住みやすいまちになると考えます。

様々な人が、交流を持ちながらお互いを理解し、人と人とのつながりを大切に、すべての人に優しく、共に成長していく環境づくりを進めます。

- 【基本方針】**
- 1- (1) 地域ぐるみの見守り、支え合いの環境づくり
  - 1- (2) 保健福祉サービス情報提供の充実とネットワーク活用
  - 1- (3) 安全で安心な生活環境の充実



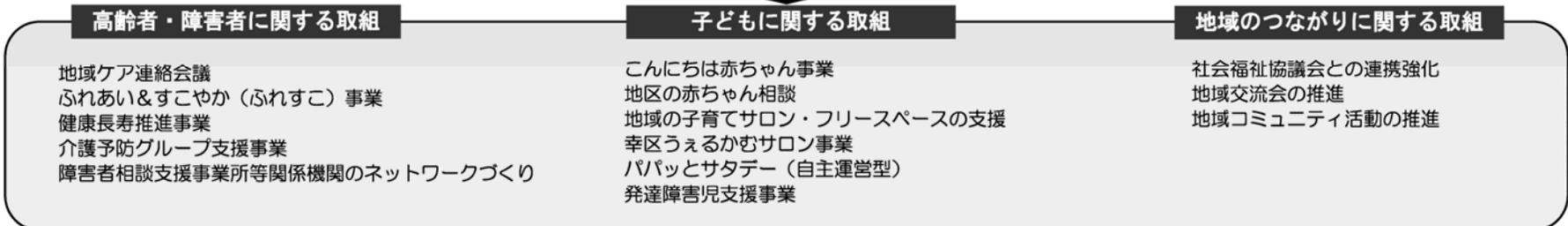
- 【基本方針】**
- 2- (1) ノーマライゼーション社会の実現のための啓発と普及
  - 2- (2) 地域における健康づくりの推進

- 第2期計画の振り返り**
- 健康長寿推進モデル事業を実施し、高齢者が自分の健康を維持しながら日常生活を送ることへの自覚を促し、介護予防にもつなげていく取組となった。今後、他地区へも拡大を図る。
  - 区と地域（民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、子育てボランティア等）の協働により、子育て支援を行った。今後は交流会等の十分な広報や、参加者拡大の工夫が必要。
  - 子育て情報誌の定期的な発行を始めとして保健福祉情報提供の充実とネットワークの活用を図ったが、障害者に関する情報は十分とは言えない。
  - 区社会福祉協議会等との連携を進めてきたが、役割分担を明確にすることにより、さらに連携を深めることが必要。

- 【基本方針】**
- 3- (1) 人材の育成とコーディネート機能の充実
  - 3- (2) 区民、関係機関・団体、事業所と行政の連携の強化
  - 3- (3) 地域活動への区民参加の促進

- 区民が抱える主な生活課題**
- ▶7区のうちで2番目に高齢化率が高く、人口密度も高い。
  - ▶高齢者に関する問題意識が高く、ひとり暮らし高齢者等の見守り支援が必要。
  - ▶転入者の増加により、子どもと子育て世代の交流、地域との交流が望まれている。
  - ▶町内会・自治会への加入促進により、地域活動・地域交流へのきっかけを図ることが必要。
  - ▶障害者が地域で暮らしやすくなるための啓発・広報活動や福祉教育の推進が必要。
  - ▶地域福祉活動の担い手の発掘、人材育成が必要。

主要な取組



**高齢者・障害者に関する取組**

- 地域ケア連絡会議
- ふれあい&すこやか（ふれすこ）事業
- 健康長寿推進事業
- 介護予防グループ支援事業
- 障害者相談支援事業等関係機関のネットワークづくり

**子どもに関する取組**

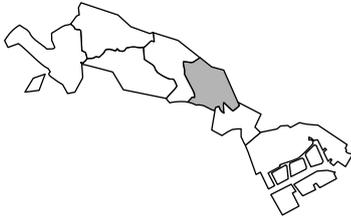
- こんにちは赤ちゃん事業
- 地区の赤ちゃん相談
- 地域の子育てサロン・フリースペースの支援
- 幸区うえるかむサロン事業
- パパッとサタデー（自主運営型）
- 発達障害児支援事業

**地域のつながりに関する取組**

- 社会福祉協議会との連携強化
- 地域交流会の推進
- 地域コミュニティ活動の推進

## 第3期中原区地域福祉計画の概要

### ■中原区の基礎データ



人口	232,073	人	川崎市の世帯数・人口 平成22年9月1日現在
世帯数	116,144	世帯	
1世帯当たり人員	2.00	人	
年齢3区分別人口割合	年少人口	12.9%	川崎市年齢別人口 平成21年10月1日現在
	生産年齢人口	73.3%	
	老年人口	13.8%	

### ■中原区がめざす地域福祉

## 計画の理念 **福祉のこころ、人と人との橋わたしで 支え合える地域づくり**

同じ地域に暮らす人と人との絆を大切にし、豊かにすることによって、この中原区で暮らすすべての人々が、互いの違いを認め合い、健やかで、安心し、自立した生活が送れるように、人と人との出会いを橋わたしします。区民が必要とする行政情報や区内の住民組織、福祉活動団体や社会福祉協議会等の活動情報を橋わたしすることで、活力とうるおいがあり、区民がお互いに支え合える地域づくりをめざします。

地域福祉に関わるすべての人が一体となり、共に支え合い、助け合う「地域ぐるみの福祉」を進めていきます。

そのために、地域の中で人と人が出会っていくきっかけや場づくりを支援していきます。ひとりの力もたくさん集まれば、大きな力になります。

できることから始めましょう！

### ■区の現状（統計データから）

- ▶ 7区で最も人口が多く、人口増加率も最も高い。
- ▶ 転出入者が多い。
- ▶ 1世帯当たりの世帯人員が最も少なく、2.00人。
- ▶ 出生数、出生率ともに増加傾向。
- ▶ 20歳代から40歳代前半の割合が高い。
- ▶ 高齢者のひとり暮らしが増えている。約5人に1人はひとり暮らし。
- ▶ 高齢者の15%が介護認定を受けている。
- ▶ 町内会・自治会の加入率が低下している。

### ■区民からみた中原区地域福祉

（地域福祉実態調査、民生委員児童委員協議会との意見交換会等から）

- ▶ 高齢者に関すること、地域防犯・防災に関すること、子どもに関することが地域の課題と考えている人が多い。
- ▶ 近所づきあいの範囲はあいさつ程度という人が多い。
- ▶ 地域の助け合いとして、自分自身ができることと手助けしてほしいことは、安否確認の見守り・声かけ、災害時の手助けが上位となっている。
- ▶ きっかけや条件が整えばボランティア活動に参加したいと考えている人が少なくない。
- ▶ 住民同士の助け合いの意識の向上が必要。
- ▶ 地域活動への参加者、担い手が減っている。

## ■ 計画の基本目標

### 1 思いやりや支え合いのところが育つ地域の意識づくり

地域福祉の推進のためには、地域における住民相互のつながりが非常に重要です。そのつながりの基となるのが、住民一人ひとりの思いやりや支え合いのところです。

その心を育てるため、教育現場とも連携した啓発活動や大型集合住宅の住民への意識啓発に取り組んでいきます。また、地域福祉に関心を持つ人を少しでも増やすために、区のホームページ等を介した情報発信、ワークショップや地域福祉講座による地域福祉の普及啓発に努めます。

#### 【基本方針】

- (1) 地域福祉の情報発信を充実し、地域福祉の普及啓発をめざします
- (2) 子どもの頃から地域に目を向ける意識を育てます
- (3) 大型集合住宅への転入者に対し、地域の視点から福祉施策の浸透を図ります

### 2 人と人をつなぐ出会いの場づくり

地域における人間関係づくりや福祉の発展に貢献するため、中原区では子育てグループ支援や高齢者の出会いの場づくりを推進してきました。また、高齢化に伴い、高齢者のひとり暮らしも増えています。誰もが、地域の中で安心して生活できるよう、地域の中で気軽に集まれる場が求められています。

出会いの場に対するニーズは多様であることから、いろいろな人たちが集まり、友人・知人の輪を広げ、情報交換ができるような出会いの場づくりの支援を行います。

#### 【基本方針】

- (1) 交流の場に関する地域のニーズと実情を把握します
- (2) 仲間を求めている人がほっとできる、身近な場づくりを支援します

### 3 ボランティアがいきいきと活動できる支援体制の充実

ボランティア活動は、地域福祉における重要な役割を果たすものです。

ボランティアに対する関心を深め、ボランティア層の拡大に努めます。また、ボランティア活動にやりがいやよろこびを感じられるよう支援します。

既存のボランティア活動に対する支援を行います。

#### 【基本方針】

- (1) 青少年から団塊の世代まで幅広くボランティアの輪を広げます
- (2) 既存のボランティア活動を支援します

### 4 地域と行政の連携による活動支援と地域のネットワークづくり

行政と住民組織、ボランティア、NPOなどの地域の様々な団体で結ばれるネットワークは、支え合いの意識づくりと並んで地域福祉の基礎を成すものです。

このネットワークの円滑な運営を図るためには、地域と行政の連携が必要です。その

ために、各種事業への住民参加の促進や、関係者が出席する会議を通じた連携の強化、情報の共有に努めていきます。

### 【基本方針】

- (1) 住民組織、民生委員児童委員、ボランティア、保護司、学校、NPO、社会福祉協議会、区役所等が連携を深めます
- (2) 区民・地域活動グループ等が相互交流、情報共有を通し、顔の見える関係づくりと地域福祉の体制強化に努めます

## ■計画の主要な取組

### 橋わたしによる支え合いの地域づくり

#### 1 子育てを見守り支え合える地域づくり

親子の孤立を防ぎ、子育て中の不安を軽減するためにも、地域の中に顔見知りができることが、地域の子育て支援につながる第一歩と考えています。世代を超えた地域での交流の機会を通し、子育てを見守り支え合える地域づくりをめざします。

子育て支援を行うボランティアの養成、支援を行うとともに、子育て中の親が地域に顔見知りをつくる機会を支援します。また、地域の一員である子どもたちがボランティア体験や育児にふれる機会を通して、地域への関心を高める機会を支援していきます。

取組の内容
こんにちは赤ちゃん訪問
中原区子育て支援推進事業
子育て支援者養成事業
あいさつ運動の推進

#### 2 高齢者になっても、障害があっても地域の中で安心して暮らせる地域づくり

地域福祉の担い手となるボランティアの育成・支援体制の充実を図ります。地域福祉に関する情報発信、ワークショップや地域福祉講座を通し、地域課題の共有、地域課題解決に向けた取組を支援します。地域の中での出会い・交流のきっかけづくり、区民同士が支え合える地域づくりを推進します。

取組の内容
地域福祉情報の提供
ワークショップの開催
地域福祉講座の実施
なかはらパンジー体操を通じた介護予防
地域包括支援センターとの連携

# 第3期中原区地域福祉計画の概要

計画の期間：平成23年度から平成25年度まで



## 区の現状

- ▶7区で最も人口が多く、人口増加率も最も高い。
- ▶1世帯当たりの世帯人員が最も少なく、2.00人。
- ▶転入者が多い。
- ▶20歳代から40歳代前半の割合が高い。
- ▶出生数、出生率ともに増加傾向。
- ▶高齢者のひとり暮らしが増えている。約5人に1人はひとり暮らし。
- ▶高齢者の15%が介護認定を受けている。
- ▶町内会・自治会の加入率が低下している。

## 区民からみた中原区地域福祉

- ▶高齢者に関すること、地域防犯・防災に関すること、子どもに関することが地域の課題と考えている人が多い。
- ▶近所づきあいの範囲はあいさつ程度という人が多い。
- ▶地域の助け合いとして、自分自身ができることと手助けしてほしいことは、安否確認の見守り・声かけ、災害時の手助けが上位となっている。
- ▶きっかけや条件が整えばボランティア活動に参加したいと考えている人が少なくない。
- ▶住民同士の助け合いの意識の向上が必要。
- ▶地域活動への参加者、担い手が減っている。

## 計画の理念 福祉のこころ 人と人の橋わたしで 支え合える地域づくり



### 基本目標1

#### 思いやりや支え合いのこころが育つ 地域の意識づくり

- 基本方針1 地域福祉の情報発信を充実し、地域福祉の普及啓発をめざします
- 基本方針2 子どもの頃から地域に目を向ける意識を育てます
- 基本方針3 大型集合住宅への転入者に対し、地域の視点から福祉施策の浸透を図ります

### 基本目標2

#### 人と人をつなぐ出会いの場づくり

- 基本方針1 交流の場に関する地域のニーズと実情を把握します
- 基本方針2 仲間を求めている人がほっとできる、身近な場づくりを支援します

### 子育てを見守り 支え合える地域づくり

- こんにちは赤ちゃん訪問
- 中原区子育て支援推進事業
- 子育て支援者養成事業
- あいさつ運動の推進

### 基本目標4

#### 地域と行政の連携による活動支援と 地域のネットワークづくり

- 基本方針1 住民組織、民生委員児童委員、ボランティア、保護司、学校、NPO、社会福祉協議会、区役所等が連携を深めます
- 基本方針2 区民・地域活動グループ等が相互交流、情報共有を通じ、顔の見える関係づくりと地域福祉の体制強化に努めます

### 基本目標3

#### ボランティアがいそいそと活動できる 支援体制の充実

- 基本方針1 青少年から団塊の世代まで幅広くボランティアの輪を広げます
- 基本方針2 既存のボランティア活動を支援します

### 高齢者になっても、障害があっても 地域の中で安心して暮らせる地域づくり

- 地域福祉情報の提供
- ワークショップの開催
- 地域福祉講座の実施
- なかはらパンジー体操を通じた介護予防
- 地域包括支援センターとの連携

## 第3期計画 における 主要な取組

人と人の橋わたし

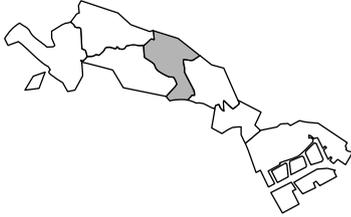
人と人の橋わたしを通して、地域のつながりを深め、支え合える地域づくりをめざします。

1人ひとりの力を  
大きな力に

暮らしやすい地域をつくるため、ひとりの小さな力をたくさん集めて大きな力にしていきます。

## 第3期高津区地域福祉計画の概要

### ■高津区の基礎データ



人口	216,347	人	川崎市の世帯数・人口 平成22年9月1日現在
世帯数	100,351	世帯	
1世帯当たり人員	2.16	人	
年齢3区分別人口割合	年少人口	13.7%	川崎市年齢別人口 平成21年10月1日現在
	生産年齢人口	72.0%	
	老年人口	14.3%	

### ■高津区がめざす地域福祉

#### 計画の理念

生まれ、育ち、老いる、  
健やかな高津をめざして

すべての人が住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと生活していくためには、国や自治体が定めた一律の制度やサービスだけではなく、それぞれの地域の実情にあった区民同士の助け合い、区民と行政の協働の仕組みが必要です。高津区の高津区地域福祉計画では、高津区に暮らす人がお互いに地域の健康や福祉について考え、すべての人が心豊かに暮らせる福祉のまちをつくることをめざします。

### ■区民が抱える主な生活課題

(高津区区民生活に関するニーズ調査、地域福祉実態調査等から)

- ▶ 区役所業務への希望から、子育て支援、高齢者支援、障害者支援が望まれている。
- ▶ 高齢者の状況把握や、それにつながる他の人との交流の機会をつくる必要がある。
- ▶ 子どもだけではなく、その保護者への支援も求められている。
- ▶ 地域住民のつながりを深めることのできる機会や場の提供、自分が住んでいる地域での活動が求められている。
- ▶ 地域コミュニティを活性化する必要がある。
- ▶ あらゆる人に情報が行き渡り、福祉サービスの対象者・非対象者にかかわらず相談等が行えるような取組が必要。

### ■第2期計画の取組事例

#### ●高津区地域福祉活動キラリ☆事業

##### ◎それいいね！福祉のまちチャレンジ事業

他の地域で活動の参考となるような地域福祉活動を紹介し、「それいいね！」という地域福祉活動が広まっていくように取り組みました。

##### ◎地域福祉活動レポート「たかつハートリレー」

地域福祉活動を現地取材し紹介しています。取材された団体が、次の団体取材することで、交流の機会にもつながるように取り組みました。

## ■ 計画の基本目標

### 1 子どもが健やかに成長できるまち

基本目標1では、子育て世帯の方が安心して子どもを育て、住み続けることができるまちをめざすとともに、子ども自身が健やかに成長していけるまちづくりをめざして、地域全体で取組を進めます。

#### 【基本方針】

- (1) 地域で見守り・育てる、子育ての環境づくり
- (2) 子育て情報の収集・発信の充実
- (3) 乳幼児期から青少年期までの、地域における子ども・子育ての推進

### 2 高齢者・障害者が安心して暮らせるまち

基本目標2では、高齢者・障害者が安心して暮らせるための環境づくりを、地域住民や関係機関と協力しながら進めていきます。

また、高齢者・障害者の方自身が自分の持つ力を活かし、地域社会で活動できる場を作ることで、誰もが住み慣れた自分の地域で生き生きと暮らし続けられることをめざします。

#### 【基本方針】

- (1) 高齢者・障害者等生活に支援の必要な方が、地域で安心して暮らせるための環境づくり
- (2) 元気な高齢者の地域活動への参加促進

### 3 交流・ふれあいのあるまち

基本目標3では、基本目標1と2を実現していくための土台作りとして、区民同士の交流を重視した取組を進めます。

また、区民同士が気軽に集える場や、地域で様々な地域福祉活動を展開するための拠点づくりを支援するとともに、地域福祉を推進していくための人材育成やネットワークづくりにも取り組みます。

#### 【基本方針】

- (1) 地域福祉に関する啓発活動の充実強化
- (2) 区民同士のふれあいの推進、特に地域に根ざしたネットワークのある人と高津区に新しく住む人との交流の促進
- (3) 防犯・防災ネットワークの確立による、安全なまちをめざした地域連帯の強化
- (4) 区民が気軽に集えるふれあいの場や、地域で福祉活動を展開するための拠点づくりの推進
- (5) 地域福祉を推進するための人材育成の支援

## ■第3期計画における主要な取組

### 【重点的取組】

#### ●高津区地域福祉活動キラリ☆事業 ～小地域の福祉活動を応援します～

##### それいいね！福祉のまちチャレンジ事業

引き続き、他の地域で活動の参考となるような地域福祉活動を紹介し、「それいいね！」という地域福祉活動が広まっていくように取り組みます。

##### 地域福祉活動レポート「たかつハートリレー」

引き続き、地域福祉活動を現地取材し紹介していきます。取材された団体が、次の団体を取材することで、交流の機会にもつながるように取り組みます。

### 【主要な取組】

#### ●こんにちは赤ちゃん事業

研修を受けた民生委員児童委員、主任児童委員、子育て支援活動の経験者等が訪問し、身近な子育て支援情報等を届けることで、子育て家庭と地域のつながりをつくります。

#### ●転入者子育て交流会

転入者に対し、新しい土地での子育てに関する不安感や孤立感を軽減させるため、区内の子育て情報の提供や、地域の関係団体等との交流を図ります。

#### ●地域ケア連絡会議等の開催を通じた、地域の見守り活動の推進

地域ケア連絡会議の中で、地域の町内会・自治会、民生委員児童委員、老人クラブと共に行う見守り活動を通して、ネットワークをつくっていきます。また、民間業者にも見守り活動への参加を働きかけていきます。

#### ●公園を活用した地域コミュニティ活性化事業

まちなかにある公園を地域コミュニティを育む公共空間ととらえ、子どもの遊び場や健康づくりなど公園を拠点とする活動から、ネットワークづくりを進めます。

#### ●自主防災組織への支援

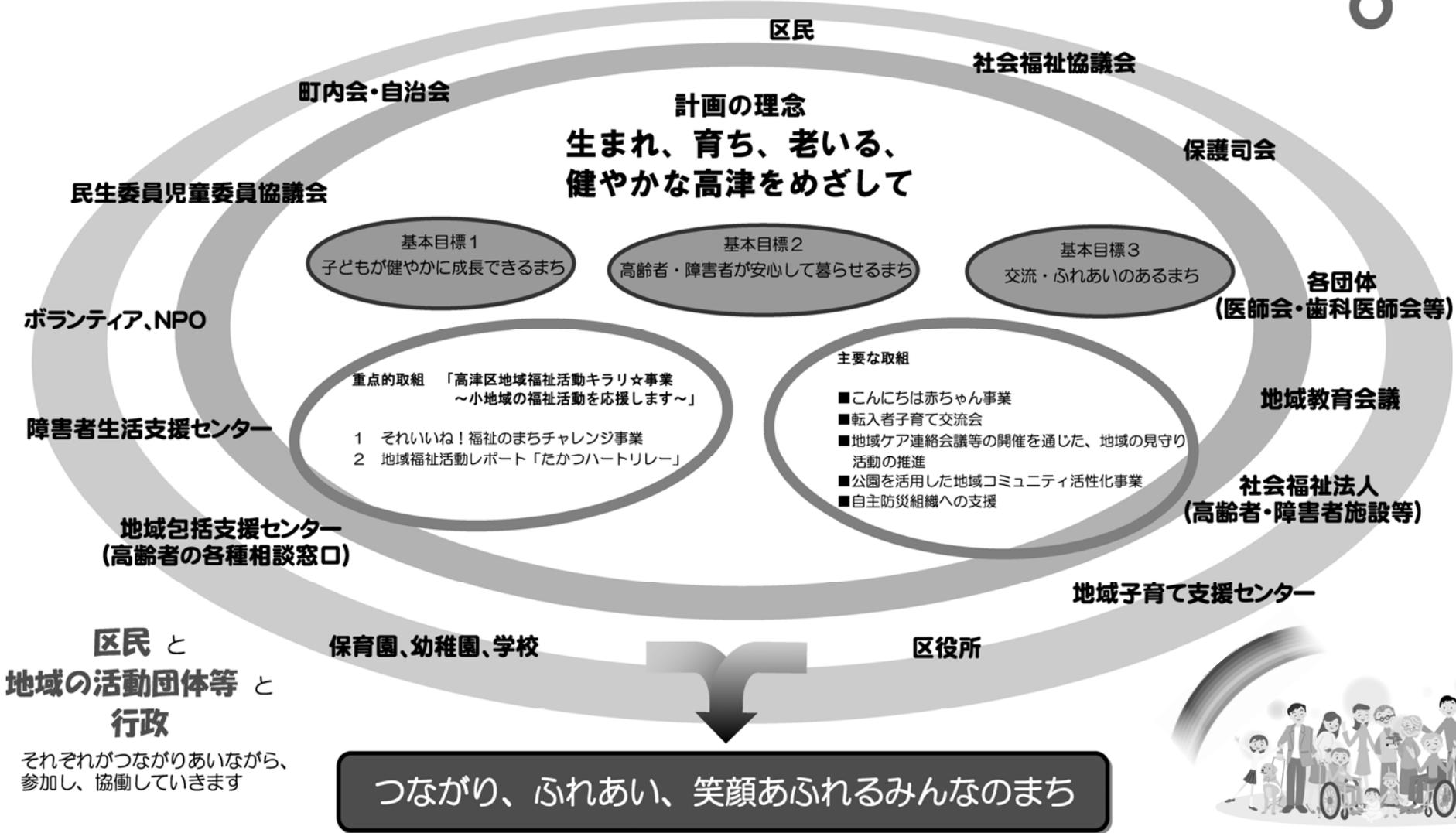
専門家による「防災出前講座」を実施し、避難所運営会議の重要性を理解してもらい、防災ネットワークの充実を図ります。

# 第3期 高津区地域福祉計画の概要

計画の期間：平成23年度から平成25年度まで

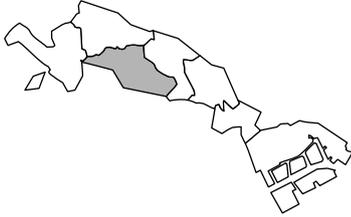


51



## 第3期宮前区地域福祉計画の概要

### ■宮前区の基礎データ



人口 世帯数 1世帯当たり人員	219,119 人 92,463 世帯 2.37 人	川崎市の世帯数・人口 平成22年9月1日現在
年齢3区分別人口割合	年少人口 15.2% 生産年齢人口 69.2% 老年人口 15.6%	川崎市年齢別人口 平成21年10月1日現在

### ■宮前区がめざす地域福祉

#### 計画の理念

**区民一人ひとりが主人公、  
小さな力から大きな助けあいの輪が広がるまちをめざして**

区民一人ひとりが主人公となって地域福祉活動に参加し、大きな助けあいの輪が広がることによって、地域のあらゆる人が自分らしく生活できることを願い、この理念を定めています。

### ■区民が抱える主な生活課題

(統計データ、地域福祉実態調査、地域福祉活動に関する調査、区役所職員アンケート、地区別意見交換会等から)

- ▶ 市内7区で2番目に人口が多い。
- ▶ 出生などによる自然増加率が神奈川県内で4番目に高く、子どもの人口増加が目立っている。
- ▶ 区内のほぼ全域で高齢者の人口増加率が上昇しており、高齢者の増加は今後も続くと推計されている。
- ▶ 地域での問題について、「高齢者に関する問題」「地域防犯・防災に関する問題」「子どもに関する問題」を挙げる人が多い。
- ▶ 近所づきあいはあいさつをする程度だが、いざというときのために普段から交流しておいた方がよいと感じている区民は多く、地域住民同士のつながりの促進が求められている。
- ▶ 地域活動やボランティア活動に参加したことがない区民は多く、参加できない要因を取り除く必要がある。

### ■第2期計画の振り返り

重点的な取組を中心に、概ね順調に進捗していると評価されています。

- 「宮前区役所保健福祉センター～健康・福祉だより～」や「宮前区活動の場ガイド」を作成、配布しました。
- 障害を持っている本人、家族、施設従事者の生活状況を伺う地区別意見交換会を開催し、地域の課題について多くの意見をいただきました。
- 区内の事業所が保有する会議室などを、区民の活動場所として利用することが可能か情報収集し、その内容を宮前区ホームページに掲載しました。

## ■ 計画の基本目標

### 1 情報提供を充実させ、相談環境づくり

地域福祉計画の普及啓発をすすめ、区民が地域福祉活動の考え方を理解し参加の機会を得られるような活動が大切です。

また、保健福祉に関係するサービスが必要なときに、その情報や相談できる場所などがわかりやすく入手できる必要があります。高齢者、障害者や外国籍の方など、利用する人の立場に配慮した方法を区民とともに考え、情報提供します。

そして、各種の講座・講演会を通じた区民交流を促進するとともに、健康・地域福祉・福祉サービス等に関する交流を通じた区民の理解をすすめ、相談につながるためのソフト面の環境づくりに努めます。

#### 【基本方針】

- (1) 区民が主役の地域福祉活動を促進するための広報等を充実します。
- (2) 区民同士の交流を促進する講座・講演会等を充実します。

### 2 地域福祉を担う人材の育成

各分野で実施されているボランティア講座やセミナーをきっかけとし、地域の中での担い手を育成していくことが必要です。

区民一人ひとりでも行うことができる地域福祉活動ですが、さまざまな人が協力しあって活動すること（団体や団体同士の連絡会等）で大きな力を発揮したり、継続性をもつことができ、このような活動を支援していくことが重要と考えられます。

#### 【基本方針】

- (1) 区民の福祉活動への参加を促進する講座・講演会等を充実します。
- (2) 子どもが福祉への理解を深める機会の提供を図ります。
- (3) 地域の活動団体の相互交流を支援します。

### 3 住民同士の助けあいの意識を向上

地域で生活しているさまざまな人が、年齢・国籍・障害の有無に関係なく、孤立することなく安心して暮らしていくために、地域が主体となった顔のみえる関係づくり、助けあい意識の向上をめざします。

#### 【基本方針】

- (1) すべての世代が交流し、コミュニティの輪を広げる意識づくりを支援します。
- (2) 助けあいのネットワークを地域に広げるために、区民、地域の活動団体、行政の連携を強化します。
- (3) 誰もが安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

## ■ 第3期計画における重点項目

### 1 「みんなで福祉のまちづくり！」広報

区民一人ひとりが地域福祉活動に積極的に参加し、「大きな助けあいの輪」を地域に広げていくためには、まず区民が地域福祉に興味を抱くことが必要です。そこで、地域福祉に関する広報や講座などを充実させ、区民の地域福祉活動への参加のきっかけづくりを推進します。

また、すでに活動をしている団体の取組の紹介や地域における活動の場を様々な機会を通じて情報提供し、区民の地域福祉活動の支援を行います。

### 2 なんでもワークショップ（地区別意見交換会）の開催

助けあえる、顔の見える関係づくりの一助となることをめざし、小地域ごとのワークショップを開催します。区民・行政をはじめとする関係者相互の課題・情報共有を進め、地域福祉推進のため取り組めることを一緒に考えていくことが大切です。

また、このような場をきっかけとして区民の地域福祉活動への参加を促し、その地域の活動の主人公となる人材の育成につなげていきます。

### 3 地域が主体となった高齢者の見守りの促進

近年、急速な高齢化とともに核家族化など家族のあり方も変化し、子の転出等による高齢者のみの世帯が増加しています。宮前区に多い公営住宅では、階段昇降の負担や坂の多い地域性、交通の不便さなどによる影響などから閉じこもりがちになり、地域から孤立化する高齢者が増えることが危惧されています。

そこで、公営住宅において高齢者が住みなれた地域の中で安心して暮らしていくために、住民同士の顔の見える関係づくりを進め、地域にかかわる人々が協力して高齢者の見守りや居場所づくりを行っていくための支援をすすめていきます。

# 第3期 宮前区地域福祉計画の概要

計画の期間：平成23年度から平成25年度まで



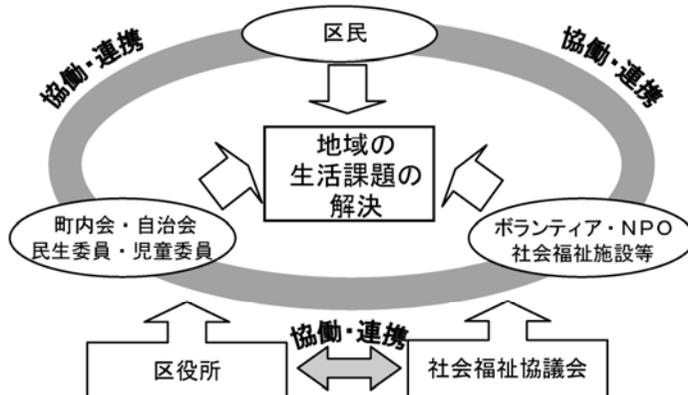
計画の理念

**区民一人ひとりが主人公、  
小さな力から大きな助けあいの輪が広がるまちをめざして**

### ■第2期計画の振り返り

重点的な取組を中心に、概ね順調に進捗していると評価されている。

- 「宮前区役所保健福祉センター～健康・福祉だより～」や「宮前区活動の場ガイド」を作成、配布した。
- 障害を持っている本人、家族、施設従事者の生活状況を同う地区別意見交換会を開催し、地域の課題について多くの意見をいただいた。
- 区内の事業所が保有する会議室などを、区民の活動場所として利用することが可能か情報収集し、その内容を宮前区ホームページに掲載した。



### ■区民が抱える生活課題

- ▼市内7区で2番目に人口が多い。
- ▼出生などによる自然増加率が神奈川県内で4番目に高く、子どもの人口増加が目立っている。
- ▼区内のほぼ全域で高齢者の人口増加率が上昇しており、高齢者の増加は今後も続くと推計されている。
- ▼地域での問題について、「高齢者に関する問題」「地域防犯・防災に関する問題」「子どもに関する問題」を挙げる人が多い。
- ▼近所づきあいはあいさつをする程度だが、いざというときのために普段から交流しておいた方がよいと感じている区民は多く、地域住民同士のつながりの促進が求められている。
- ▼地域活動やボランティア活動に参加したことがない区民は多く、参加できない要因を取り除く必要がある。

### 基本目標 1

情報提供を充実させ、相談環境づくり

#### 【基本方針】

- 1 区民が主役の地域福祉活動を促進するための広報等を充実します。
- 2 区民同士の交流を促進する講座・講演会等を充実します。

### 基本目標 2

地域福祉を担う人材の育成

#### 【基本方針】

- 1 区民の福祉活動への参加を促進する講座・講演会等を充実します。
- 2 子どもが福祉への理解を深める機会の提供を図ります。
- 3 地域の活動団体の相互交流を支援します。

### 基本目標 3

住民同士の助けあいの意識を向上

#### 【基本方針】

- 1 すべての世代が交流し、コミュニティの輪を広げる意識づくりを支援します。
- 2 助けあいのネットワークを地域に広げるために、区民、地域の活動団体、行政の連携を強化します。
- 3 誰もが安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

### 第3期計画における重点項目

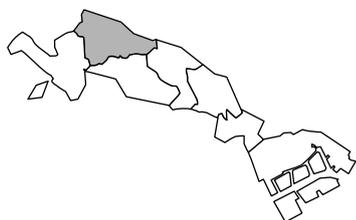
1 「みんなで福祉のまちづくり！」広報

2 なんでもワークショップ（地区別意見交換会）の開催

3 地域が主体となった高齢者の見守りの促進

## 第3期多摩区地域福祉計画の概要

### ■多摩区の基礎データ



人口	212,237 人	川崎市の世帯数・人口 平成22年9月1日現在
世帯数	103,195 世帯	
1世帯当たり人員	2.06 人	
年齢3区分別人口割合	年少人口 12.2% 生産年齢人口 72.4% 老年人口 15.4%	川崎市年齢別人口 平成21年10月1日現在

### ■第3期計画の理念

## パートナーシップが光る多摩区

第3期計画では、第2期計画までの取組をさらに発展させるため、「パートナーシップが光る多摩区」を計画の理念として、自助・共助・公助を育むパートナーシップにより地域力を高め、あらゆる人がつながり、助け合い、誰もが安心して暮らせる多摩区を目指していきます。

### ■区民が抱える主な生活課題

(地域福祉実態調査、ヒアリング調査等から)

- ▶ 人間関係の希薄化
- ▶ 高齢者に関する問題
- ▶ ボランティアの高齢化と人材不足
- ▶ 帰属意識の変化
- ▶ 区民と行政の連携不足
- ▶ 相談の機会や場の充実
- ▶ 子どもに関する問題
- ▶ 高齢者、障害児・者への情報の整理と提供
- ▶ 知り合うきっかけの少なさ

### ■第2期計画の振り返り

#### ●子育て支援の推進

##### ○幼児の発達支援

1歳6か月児及び3歳児健康診査において相談があった親子を対象に、保健福祉センターにおいて、親子遊びの会を対象年齢毎に月1回開催し、集団遊びや親同士の交流、個別相談を実施しました。

#### ●障害者福祉の推進

##### ○多摩区精神保健福祉連絡会議の開催

精神疾患の早期治療の促進、自立と社会参加の促進及び地域住民の精神的健康の保持増進に至るまで、保健・医療・福祉の各分野から構成されたメンバーが、年4回会議を開きました。また、講演会やワークショップを開催し、平成21年度には、冊子「こ・こ・た・ま Another story version2010」の発行など、普及啓発を行いました。

##### ○多摩区障害者地域自立支援協議会の開催

障害者が安心して暮らせる社会の実現を目指して、月1回会議を開催し、地域の関係機関のネットワークを構築しました。

## ○パサーージュ・たまの開催

障害福祉に関する理解と関心を深めるために、障害に関する活動をしている団体・作業所・家族会等が実行委員会を立ち上げ、運営を担当し、月1回開催しました。

## ●健康づくり・介護予防活動の推進

## ○ボランティアの育成及び活動支援

健康づくりを実践するための地域環境づくりとその活動を支えるボランティアの育成を推進し、元気な高齢者になるべく要介護状態にならないように、介護が必要な人もそれ以上悪化させないように支えていくことを目指しました。

## ■計画の目標

## 1 「区民と行政のパートナーシップ」の推進

地域福祉の推進には、行政だけではなく、区民一人ひとりの参加と協力が必要不可欠です。区民、町内会・自治会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、NPO、保健福祉団体、保健福祉サービスを提供している関係機関など、様々な立場の人が協力し合い、また、行政が連携することで、あらゆる面からきめ細かくサービスを提供することができるようになります。区民・団体・関係機関・行政のパートナーシップを推進します。

## 【地域福祉のすすめ方】

自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近所で挨拶を心がけます。</li> <li>・地域の保健福祉活動に参加、協力するように努めます。</li> </ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域でどのようなサービスが行えるのか、社会的資源を探してみます。</li> <li>・新しい組織や団体を受け入れる姿勢と連携・協力のための話し合いの場を持つようにします。</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉の情報を整理し、利用者にわかりやすくします。</li> <li>・地域の保健福祉関係者が意見交換をできる連絡会等の場を設けます。</li> </ul>

## 2 地域での「つながり」の推進

地域でのつながりは、顔の見える関係を築き、相互に見守りあい誰もが安心して暮らせる地域社会の基盤になります。また、人と人とのつながりは地域への関心も高め、地域力や組織力を高めてくれるため、地域のつながりを強めることを推進します。

## 【地域福祉のすすめ方】

自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気軽に挨拶ができ、手助けを頼めるような人間関係を作ります。</li> <li>・交流会等にできるだけ参加をするようにします。</li> </ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の高齢者や障害者の生活ニーズを把握し、地域の助け合いによる仕組みを検討していきます。</li> <li>・ボランティア活動や挨拶などを通じ、地域の人同士の交流を深めていきます。</li> </ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・偏見や差別をなくすようにします。</li> <li>・情報が共有されるように、イベント等のお知らせをきめ細かく行います。</li> </ul>

### 3 「多様な人材」の参画

地域には「安否確認の見守りや声かけ」「災害時の手助け」「ちょっとした買い物」などの助け合いであれば、できると考えている人が多く存在します。週に数日のみ仕事をしている人や大学生等の中には、条件が合えば協力してもよい、趣味や特技を生かした分野であれば協力してもよいと考えている人たちがいます。

また、支援を必要とする人と協力できる人をコーディネートする人材も求められています。そのような人と組織づくりを支援し、多様な人材を受け入れる体制の見直しや区民の活躍の場づくりをすすめます。

#### 【地域福祉のすすめ方】

自助	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域のボランティア活動に関心を持ち、自分でできるボランティア活動を見つけ、参加します。</li><li>・活動の担い手となる人材の発掘・育成に協力していきます。</li></ul>
共助	<ul style="list-style-type: none"><li>・専門的な知識や技術を持つ人や高齢者、障害のある人も活躍できる工夫をしていきます。</li><li>・地域にあわせた活動の担い手を養成する講座や研修を開催します。</li></ul>
公助	<ul style="list-style-type: none"><li>・専門職員の研修、講習会を充実し、質の向上を目指します。</li><li>・ボランティア同士の交流の場を提供し、ボランティア活動団体の支援を行います。</li></ul>

## ■第3期計画における主要な取組

第3期多摩区地域福祉計画における主要な取組は、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画の区計画を踏まえて、次の2つとします。

### 1 地域のつながりを広げる仕組みをつくります

区民が主役となり、行政や関係機関等との協働をすすめ、地域社会における地域福祉の運営をすすめる仕組みをつくります。

「つながりひろがるパートナーシップ連絡会」として、地域福祉圏域を目安に、町内会・自治会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、保健福祉団体、保健福祉の関係機関、NPO、区等の関係者による連絡会を開催します。その中では、「将来、暮らしたい町」（目的）について話し合い、皆で目指すゴールを明確にしていきます。

### 2 身近な地域でのコミュニティを活性化します

この取組は、第2期区民会議からの提案を受け、新総合計画第3期実行計画における区の主要課題「公園を拠点としたコミュニティづくり」として位置づけられています。

この背景には、「多摩区みんなの公園体操」の広がりにより、高齢者の運動習慣や社会交流の機会をつくり一定の成果をあげてきたことと、「多摩区こどもの外遊び」事業において、子どもの外遊びの定着を目指してきたことがあります。

公園は誰もが自由に利用でき、身近な場所にあることから、これまで、地域との係りの薄い人でも参加しやすいという特徴があります。また、子どもから高齢者までの多世代が集いやすく交流できる場でもあり、日常生活におけるコミュニティの活性化が期待されます。

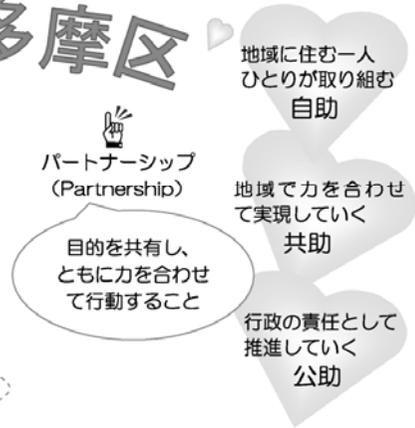


# 第3期 多摩区地域福祉計画の概要

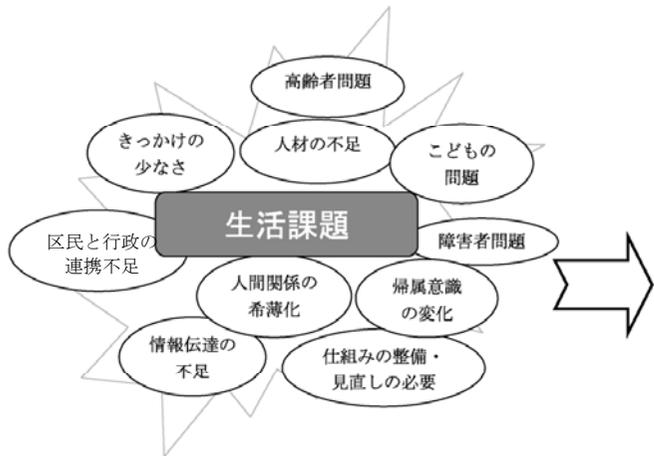
計画の期間：平成23年度から平成25年度まで

## 基本理念

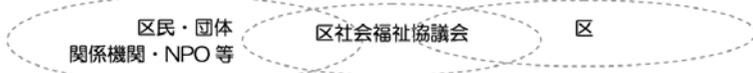
# パートナーシップが光る多摩区



- 【多摩区の統計】
- 人口 212,237人 ■世帯数 103,195世帯 (H22.9)
  - 面積 20.39km<sup>2</sup> ■高齢化率 15.82% (H22.10) ■出生数 2,108人 (H21)
  - 1世帯当たりの人員の減少 2.06人 (H22.9) ■人口動態は市内で最も低い
  - 20年以上の長期居住者は市内で2番目に多い。■区への定住意向は63.5%
  - 自治会への加入率は市内で最も低い
  - 要介護・要支援認定者数は市内で2番目に多い 5,372人 (H22.10.1)
  - 65歳以上の要介護・要支援者の割合は約6人に1人 (15.98%) (H22.10.1)
  - 身体障害者、知的障害者、精神障害者のいずれも増加傾向



<p>目標1 「区民と行政のパートナーシップ」の推進</p> <p>(行動目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>誰もが健やかに安心して暮らせる地域を目指します</li> <li>区民・団体・関係機関・行政等の協力関係を高めます</li> <li>保健福祉の情報の共有化に努めます</li> </ul>	<p>目標2 地域での「つながり」の推進</p> <p>(行動目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域での交流の機会を大切にします</li> <li>誰もが参加できる場づくりに努めます</li> <li>世代間のつながりづくりをすすめます</li> </ul>	<p>目標3 「多様な人材」の参画</p> <p>(行動目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様々な人がボランティアをできる仕組みをすすめます</li> <li>思いやりの気持ちと支え合いを大切にします</li> <li>一人ひとりが地域に貢献できる取組をすすめます</li> </ul>
--	---	--

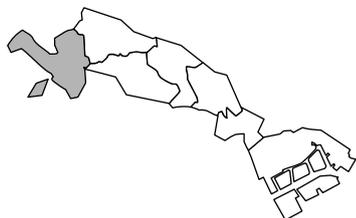


- 【主要な取組】
- (1) 地域のつながりを広げる仕組みをつくります  
事業名「つながりひろがるパートナーシップ連絡会」
  - (2) 身近な地域でのコミュニティを活性化します  
事業名「多摩区みんなの公園体操」「多摩区こどもの外遊び事業」



## あさお福祉計画（第3期麻生区地域福祉計画）の概要

### ■麻生区の基礎データ



人口	169,028	人	川崎市の世帯数・人口 平成22年9月1日現在
世帯数	71,306	世帯	
1世帯当たり人員	2.37	人	
年齢3区分別人口割合	年少人口	13.9%	川崎市年齢別人口 平成21年10月1日現在
	生産年齢人口	67.6%	
	老年人口	18.5%	

### ■麻生区がめざす地域福祉

#### 計画の理念

## 心が響きあう福祉のまち麻生

この理念には、誰もが暮らしやすい麻生区とする地域福祉の向上のために、区民のできること、地域団体のできること、区のできることを音楽を奏でるように調和し、まちに住む人すべてに響きあうことを願う意味が込められています。

### ■区民が抱える主な生活課題

（地域福祉実態調査、小地域のつながりネット支援事業等から）

- ▶ 区内の65歳以上の人口は増加を続けており、高齢者や介護に関する不安を持つ区民が多い。
- ▶ 地域での見守りや災害時の手助けを望む区民が多い。普段からのあいさつや声掛けなど、住民同士の助け合いの意識を向上させることが必要。
- ▶ 地域活動の参加者がなかなか集まらない。情報の不足を解消し、さまざまな立場の区民が交流できる場づくりが必要。
- ▶ 地域福祉活動の担い手の高齢化が進んでいる。ボランティア養成講座を開催しているが、修了後のボランティア活動につながっておらず、運営スタッフの確保が解消されていない。
- ▶ 区民や関係団体からの企画提案による取組事業から、実施についての法的な課題を整理し実施できる仕組みづくりや、関係機関同士の連携・協働による地域の福祉力の向上が求められている。

### ■第2期計画の振り返り

- 区民の多様化するニーズに合わせた、専門性の高い保健福祉サービスの提供と、関係部署・関係機関との連携の強化と情報の共有が必要です。
- 地域活動団体への委託による、地域に根ざした活動へのつながりづくりや、養成講座を修了したボランティアの地域活動への参加を進める取組が求められます。

#### ◎重点的な取組

- 「地域課題に対応した子ども施策の展開」として、子ども相談窓口を設置し、子ども関連ネットワーク会議を開催しました。
- 「地域の高齢者介護予防の充実」として、川崎市認知症ネットワークとの協働で、認知症・うつ予防講座を開催しました。

- 「障がい者の自立支援に向けたネットワークづくり」として、麻生区障害者自立支援協議会を開催し、事例報告や研修会を通して課題の共有と関係機関のネットワークづくりを進めました。
- 「健康づくり生活の定着」として、食生活改善推進員・運動普及推進員の育成に努めました。

## ■ 計画の基本目標

### 1 区民が利用しやすい保健福祉サービスの提供

地域福祉の窓口となる保健福祉センターは、保健福祉サービスを受けようとする区民が最初に訪れる場所です。利用者のニーズに即した適切な制度や情報が得られるような保健福祉サービスを提供します。

#### 【基本方針】

- (1) 区民が利用しやすい相談支援体制をつくります
- (2) 地域のニーズを把握し、課題解決のためのサービスを提供します

### 2 区民が主役の地域活動の充実

様々な生活上の困難に対する支援には、公的制度だけではなく、柔軟で多様なニーズに対応した区民主体による地域活動が必要です。区民の発案から生まれた、様々な特長のある地域活動を支援することによって、区民が主体的に関わる地域福祉を推進します。

#### 【基本方針】

- (1) 区民が主役の地域活動を応援します
- (2) 地域活動の担い手の育成を推進します

### 3 「ひと・もの・場」を活かした共助のまちづくり

地域福祉の推進には、支援に関わる人、支援に必要なネットワークや方法、支援活動を行う場のいずれも欠かすことはできません。区民と地域団体、行政のそれぞれが地域福祉の目的や課題を共有し連携を図ることによって、区民ひとりではできない、行政だけではできない「共に助け合う」まちづくりを実現します。

#### 【基本方針】

- (1) 支え合いの仕組みづくりと地域福祉課題への取組を推進します
- (2) 地域のネットワークづくりに取り組みます

## ■第3期計画における重点的な取組

### 新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画【区計画】

#### ■地域の課題解決に向けた主要な取組

- ① 芸術・文化のまちづくりの推進
- ② スポーツのまち麻生の推進
- ③ コミュニティづくりの推進
- ④ 高齢者・子どもが安心して暮らせるまちづくりの推進



### 地域福祉を推進するためのネットワークづくりの支援

地域の人と人との結びつきによって地域福祉活動の活性化を進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、区民及び地域活動団体が地域福祉の担い手になり「自助」「共助」を実践できる基盤を整備します。

具体的取組・事業名
麻生市民交流館やまゆりの活用促進
小地域のつながりネット支援事業
民生委員児童委員活動の支援
社会福祉協議会との連携

### 高齢者・障害者・子ども支援の充実

高齢化率の上昇に伴い、ひとり暮らし等高齢者の増加等が見込まれることから、高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進します。

障害者に対しては、地域生活や就労を支援する事業として、第2期計画に引き続き関係機関の連携と障害者に関する事業を推進するため、麻生区障害者地域自立支援協議会の充実を図ります。

子育て世代は当面の増加が見込まれることから、子育てグループや区内の大学等の地域団体と連携した子育て支援を行います。

具体的取組・事業名
ひとり暮らし等高齢者見守り事業
子育てグループの支援
麻生区障害者地域自立支援協議会の充実
こども関連大学連携事業
子ども関連ネットワーク会議による連携

# あさお福祉計画の概要

計画の期間：平成 23 年度から平成 25 年度まで



## 【基本目標 1】

区民が利用しやすい  
保健福祉サービスの提供

## 【基本目標 2】

区民が主役の地域活動の充実

### 【基本方針】

- 1 区民が利用しやすい相談支援体制をつくります
- 2 地域のニーズを把握し、課題解決のためのサービスを提供します

### 【基本方針】

- 1 区民が主役の地域活動を応援します
- 2 地域活動の担い手の育成を推進します

## 計画の理念

心が響きあう福祉のまち麻生

## 【基本目標 3】

「ひと・もの・場」を活かした  
共助のまちづくり

### 【基本方針】

- 1 支え合いの仕組みづくりと地域福祉課題への取組を推進します
- 2 地域のネットワークづくりに取り組みます

## 第2期計画の振り返り

- ▽区民の多様化するニーズに合わせた、専門性の高い保健福祉サービスの提供と、関係部署・関係機関との連携の強化と情報の共有が必要である。
- ▽地域活動団体への委託による、地域に根ざした活動へのつながりづくりや、養成講座を修了したボランティアの地域活動への参加を進める取組が求められる。

### ◎重点的な取組

- ▼「地域課題に対応した子ども施策の展開」として、子ども相談窓口を設置し、子ども関連ネットワーク会議を開催した。
- ▼「地域の高齢者介護予防の充実」として、川崎市認知症ネットワークとの協働で、認知症・うつ予防講座を開催した。
- ▼「障がい者の自立支援に向けたネットワークづくり」として、麻生区障害者自立支援協議会を開催し、事例報告や研修会を通して課題の共有と関係機関のネットワークづくりを進めた。
- ▼「健康づくり生活の定着」として、食生活改善推進員・運動普及推進員の育成に努めた。

## 区民が抱える主な生活課題

- ◆区内の 65 歳以上の人口は増加を続けており、高齢者や介護に関する不安を持つ区民が多い。
- ◆地域での見守りや災害時の手助けを望む区民が多い。普段からのあいさつや声掛けなど、住民同士の助け合いの意識を向上させることが必要。
- ◆地域活動の参加者がなかなか集まらない。情報の不足を解消し、さまざまな立場の区民が交流できる場づくりが必要。
- ◆地域福祉活動の担い手の高齢化が進んでいる。ボランティア養成講座を開催しているが、修了後のボランティア活動につながっておらず、運営スタッフの確保が解消されていない。
- ◆区民や関係団体からの企画提案による取組事業から、実施についての法的な課題を整理し実施できる仕組みづくりや、関係機関同士の連携・協働による地域の福祉力の向上が求められている。

## 新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」 第3期実行計画【区計画】

### ■地域の課題解決に向けた主要な取組

- ①芸術・文化のまちづくりの推進
- ②スポーツのまち麻生の推進
- ③コミュニティづくりの推進
- ④高齢者・子どもが安心して暮らせるまちづくりの推進

## 重点的な取組

### 地域福祉を推進するためのネットワークづくりの支援

- 麻生市民交流館やまゆりの活用促進
- 小地域のつながりネット支援事業
- 民生委員児童委員活動の支援
- 社会福祉協議会との連携

### 高齢者・障害者・子ども支援の充実

- ひとり暮らし等高齢者見守り事業
- 子育てグループの支援
- 麻生区障害者地域自立支援協議会の充実
- こども関連大学連携事業
- 子ども関連ネットワーク会議による連携

# 資料編

## (1) 第3期川崎市地域福祉計画策定の経過

年月日	会議等	主な内容
平成22年 7月13日	第1回策定委員会	1 地域福祉計画について 2 今後の予定について
9月22日	第2回策定委員会	1 第3期地域福祉計画策定について 2 「第2期川崎市地域福祉計画」の事業実績について
11月9日	第3回策定委員会	1 第3期川崎市地域福祉計画（案）について 2 今後の予定について
12月7日	第4回策定委員会	1 第3期川崎市地域福祉計画（案）について 2 今後の予定について
平成23年 1月21日～ 2月21日	パブリックコメント	意見募集
1月～2月	各区において区民説明会の開催	第3期川崎市地域福祉計画（案）の説明 各区第3期地域福祉計画（案）の説明 意見交換
3月3日	第5回策定委員会	1 第3期川崎市地域福祉計画最終案について

## (2) 第3期川崎市地域福祉計画策定委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 本区における第3期川崎市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、第3期川崎市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 策定委員会は、地域福祉計画の策定に関する事項について協議し、その結果を市長に報告する。

### (策定委員会)

第3条 策定委員会の委員は、20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 団体等職員
- (3) 市民公募委員
- (4) 行政関係職員
- (5) その他市長が特に認めたる者

3 策定委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。ただし、欠員による後任委員の任期は、前任者の残任の期間とする。

### (会議の招集)

第5条 策定委員会は、委員長が招集する。

### (作業部会等)

第6条 策定委員会は、必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、次に属する者で組織する。

- (1) 策定委員会が選任した者
- (2) 社会福祉協議会職員
- (3) 行政関係職員
- (4) その他部会長が特に認めたる者

3 作業部会には、作業部会委員の互選により、部会長及び副部会長を置くものとする。

4 作業部会は、部会長が招集する。

5 作業部会は、特定の分野に関して専門的な調査研究を行うため、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 策定委員会及び作業部会の庶務は、健康福祉局地域福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月4日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成23年3月31日をもって廃止する。

(第2期川崎市地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

3 第2期川崎市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成18年12月1日付け、18川健地第629号)は、廃止する。

### (3) 第3期川崎市地域福祉計画策定委員会委員名簿

任期 平成23年3月31日まで

氏名	所属	職名	任期等
戎 利昭	市民公募		
遠藤 慶子	在宅介護者の会	副代表	
◎ 小野 敏明	田園調布学園大学 人間福祉学部	教授	
川邊 良子	川崎商工会議所	議員	
○ 齊藤 二郎	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会	会長	
○ 高野 繁	社団法人川崎市医師会	副会長	
田島 耕作	財団法人川崎市老人クラブ連合会	理事長	
中込 義昌	財団法人川崎市身体障害者協会	会長	
中島 順子	川崎市地域女性連絡協議会	書記	
萩原 保夫	川崎市民生委員児童委員協議会	前会長	
東田 乗治	財団法人かわさき市民活動センター	評議員	
松原 清一	川崎市全町内会連合会	常任理事	
丸山 勝司	市民公募		
渡邊 照彦	市民公募		
鈴木 毅	川崎市総合企画局都市経営部	部長	
大村 研一	川崎市財政局財政部	部長	
小林 哲喜	川崎市市民・こども局市民生活部	部長	

◎：委員長 ○：副委員長

(順不同 敬称略 職名は在任中のもの)

## (4) 川崎市地域福祉計画推進検討会議設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 本市における地域福祉計画の推進とその事業の展開について、進捗状況の管理・評価を行い、社会状況に応じた対応を図るため、川崎市地域福祉計画推進検討会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 推進会議は、地域福祉計画に関する事項について協議し、その結果を健康福祉局長に報告する。

### (推進検討会議)

第3条 推進会議の委員は、おおむね20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 団体等職員
- (3) 市民公募委員
- (4) 行政関係職員
- (5) その他市長が特に認めたる者

3 推進会議には、委員の互選により、委員長及び副委員長を置くものとする。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員による後任委員の任期は、残任の期間とする。

### (会議の召集)

第5条 推進会議は、委員長が招集する。

### (作業部会等)

第6条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、推進会議のもとに作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、次の各号に属する者で組織する。

- (1) 推進会議が選任した者
- (2) 社会福祉協議会職員
- (3) 行政関係職員
- (4) その他部会長が特に認めたる者

3 作業部会には、作業部会委員の互選により、部会長及び副部会長置くものとする。

4 作業部会は部会長が招集する。

5 特定の分野に関して専門的な調査研究を行うため、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 推進会議及び作業部会の庶務は、健康福祉局地域福祉部地域福祉課において処理す

る。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則 この要綱は、平成17年10月31日から施行する。

附則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までにこの要綱の規定に基づき委嘱され、又は任命された推進会議委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

## (5) 平成22年度川崎市地域福祉計画推進検討会議委員名簿

任期 平成23年3月31日まで

氏名	所属	職名	任期等
◎ 小野 敏明	田園調布学園大学 人間福祉学部	教授	
池田 英明	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 事務局	次長	
奈良 一男	財団法人かわさき市民活動センター	市民活動 推進課長	
田島 耕作	財団法人川崎市老人クラブ連合会	理事長	
中込 義昌	財団法人川崎市身体障害者協会	会長	
安岡 信一	川崎市全町内会連合会	常任理事	
○ 矢野 美千代	川崎市民生委員児童委員協議会	前常任理事	
遠藤 正巳	市民公募		
大木 さおり	市民公募		
金子 覚	市民公募		
益子 まり	川崎区役所保健福祉センター	所長	
林 さわ子	幸区役所保健福祉センター	所長	
都所 正紀	中原区役所保健福祉センター	所長	
大塚 吾郎	高津区役所保健福祉センター	所長	
浅見 政俊	宮前区役所保健福祉センター	所長	
野田 龍治	多摩区役所保健福祉センター	所長	
月本 進	麻生区役所保健福祉センター	所長	
三橋 秀行	総合企画局都市経営部企画調整課	課長	
三枝 正孝	市民・こども局市民生活部市民協働推 進課	課長	
廣政 稔	健康福祉局総務部企画課	課長	

◎：委員長 ○：副委員長

(順不同 敬称略 職名は在任中のもの)

## (6) 区民説明会・パブリックコメント（意見募集）

### 【第3期川崎市地域福祉計画及び各区地域福祉計画区民説明会】

「第3期川崎市地域福祉計画」の策定にあたっては、市民、町内会・自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員、各種福祉関係団体等参加のもとに策定をしてきた案を、より多くの市民の方々と共有し、この計画を進めていくため、平成23年1月31日から2月17日までの日程で、各区役所において区民説明会を開催しました。

#### ① 開催日・場所

区	日 時	会 場
川崎区	平成23年2月 8日（火）	川崎区役所7階第1～3会議室
幸 区	平成23年2月16日（水）	幸区役所 5階第1会議室
中原区	平成23年2月14日（月）	中原区役所5階501会議室
高津区	平成23年2月 7日（月）	高津区役所5階第1～2会議室
宮前区	平成23年2月10日（木）	宮前区役所4階大会議室
多摩区	平成23年2月17日（木）	多摩区役所11階会議室
麻生区	平成23年1月31日（月）	麻生区役所4階第1会議室

#### ② 参加者

7区合計で653名の方々に御参加いただきました。

#### ③ 説明会の内容

- 開会
- 「第3期川崎市地域福祉計画（案）」概要説明
- 「第3期各区地域福祉計画（案）」概要説明
- 質疑応答
- 閉会

また、区によっては、区民説明会に併せて、シンポジウム、講演、事例発表会等を開催しました。

### 【パブリックコメント（意見募集）】

本市では、自治基本条例の基本理念に基づいて、市民の市政への参加を推進するとともに、行政運営の透明性の向上を図ることを目的として、「川崎市パブリックコメント手続条例」を制定しています。

「第3期川崎市地域福祉計画」の策定におきましても、市民の生活にとって重要である政策であり、その内容を案の段階で公表し、市民の意見を求め、意見を受けて修正した結果等を公表するパブリックコメントを実施しました。

## ① 開催日・場所

平成23年1月21日（金）から2月21日（月）まで

## ② 意見募集方法

- 市政だよりにてパブリックコメントの実施を広報
- 川崎市ホームページに掲載
- 各区役所（市政資料コーナー、保健福祉センター地域保健福祉課）、健康福祉局地域福祉課、かわさき情報プラザで計画を閲覧

## ③ 意見提出方法

電子メール、ファックス、郵送

## ④ 意見件数

意見提出者数 69通（電子メール2通、FAX2通、郵送1通、説明会64通）  
意見数 104件

## ⑤ 意見件数

【意見に対する市の考え方の区分】

- A 御意見を踏まえ、第3期計画に反映させるもの
- B 第3期計画にそった御意見であり、第3期計画に反映されているもの
- C 今後の施策の展開の参考とさせていただくもの
- D その他

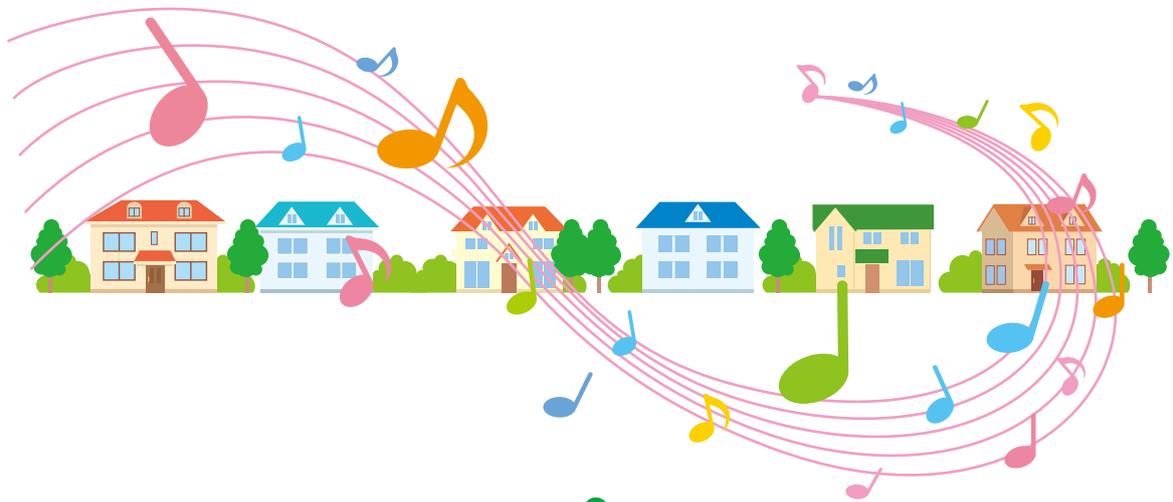
項目	件数	市の考え方（単位：件）			
		A	B	C	D
第3期計画（案）全般に関すること	12		10	2	
市計画に関すること	27		12	15	
川崎区計画に関すること	2		1	1	
幸区計画に関すること	2		2		
中原区計画に関すること	7		4	3	
高津区計画に関すること	5		3	2	
宮前区計画に関すること	15		6	9	
多摩区計画に関すること	30	1	8	21	
麻生区計画に関すること	1		1		
地域福祉計画以外に関すること	3				3
合計	104	1	47	53	3

## 第3期川崎市地域福祉計画

～ 活力とうるおいある地域づくりをめざして ～

平成23（2011）年3月

川崎市健康福祉局地域福祉部地域福祉課  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
T E L           044-200-2626  
F A X           044-200-3637  
E - mail       35tihuku@city.kawasaki.jp



音楽のまちかわさき